

令和5年2月10日

近畿ブロック発注者協議会 幹事会(第25回) 資料

資料-1

# 近畿ブロック発注者協議会の運営

---

# 令和4年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

## ■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

## ■近畿ブロック発注者協議会の構成図

### ■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関  
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関  
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

連携

### ■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

### ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

分科会

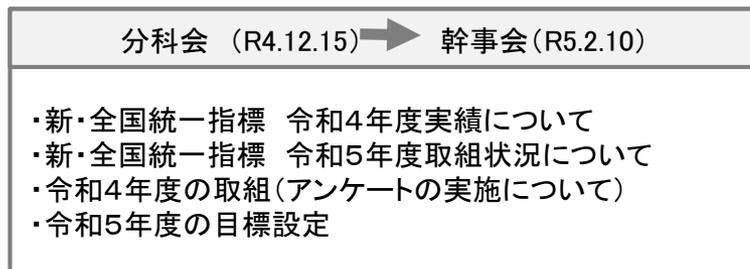
- ・運営分科会
- ・工事検査分科会（H28.4設置）

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

# 令和4年度近畿ブロック発注者協議会の開催状況

	令和4年度				令和5年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会	☆5/9				☆5/17			
・幹事会				☆2/10				☆2月中旬
・運営分科会		☆7/14	☆12/15		☆6月下旬		☆12初旬	
・工事検査分科会								
各府県地域発注者協議会								
・福井県			☆10/26協					
・滋賀県		☆7/20協						
・京都府			☆10/27協					
・大阪府		☆8/4協						
・兵庫県			☆10/26協					
・奈良県		☆8/5協						
・和歌山県	☆5/13協							

※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会



## 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領

（名称）

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長(課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。

この要領は、平成27年3月24日から施行する。

この要領は、平成27年8月24日から施行する。

この要領は、平成28年8月22日から施行する。

この要領は、平成29年8月9日から施行する。

この要領は、平成30年8月6日から施行する。

この要領は、令和元年8月7日から施行する。

この要領は、令和2年7月から施行する。

この要領は、令和3年8月5日から施行する。

この要領は、令和4年5月9日から施行する。

## 第4条関係(委員)

会 長	国土交通省 近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
副 会 長	代表府県部長
委 員	警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省 近畿財務局 管財部長
	財務省 大阪国税局 総務部次長
	農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 近畿運輸局 総務部長
	国土交通省 大阪航空局 空港部長
	国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省 近畿地方環境事務所長
	防衛省 近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所 会計課長
	福井県 土木部長
	滋賀県 土木交通部長
	滋賀県 農政水産部長
	京都府 建設交通部長
	京都府 農林水産部技監
	大阪府 都市整備部長
	大阪府 環境農林水産部長
	兵庫県 土木部長
	兵庫県 農林水産部長
	奈良県 県土マネジメント部長
	奈良県 食と農の振興部長
	和歌山県 県土整備部長
	和歌山県 農林水産部長

京都市 建設局長  
大阪市 建設局長  
堺市 建設局長  
神戸市 建設局長  
福井市長  
池田町長  
東近江市長  
豊郷町長  
舞鶴市長  
井手町長  
東大阪市長  
岬町長  
淡路市長  
佐用町長  
天理市長  
天川村長  
和歌山市長  
九度山町長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長  
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部長  
阪神高速道路(株) 技術部長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 技術管理部長  
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長  
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長  
日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

## 第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長  
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長  
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長  
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長  
 財務省 大阪国税局 営繕監理官  
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長  
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長  
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長  
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官  
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長  
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長  
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長  
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長  
 大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長  
 滋賀県 土木交通部 技術管理課長  
 滋賀県 農政水産部 農政課長  
 京都府 建設交通部 建設交通部理事(指導検査課長)  
 京都府 農林水産部 農村振興課長  
 大阪府 都市整備部 事業調整室 技術管理課長  
 大阪府 環境農林水産部 検査指導課長  
 大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 土木部 技術企画課長  
兵庫県 農林水産部 総務課長  
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長  
奈良県 食と農の振興部 農村振興課長  
和歌山県 県土整備部 技術調査課長  
和歌山県 県土整備部 公共建築課長  
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長  
京都市 建設局 監理検査課長  
大阪市 建設局 工事監理担当課長  
堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)  
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)  
福井市 財政部長  
池田町 町土整備課長  
東近江市 契約検査課長  
豊郷町 企画振興課長  
舞鶴市 指導検査課長  
井手町 理事(建設課長)  
東大阪市 行政管理部契約検査室契約課長  
岬町 総務課長  
淡路市 総務部管財課 次長兼管財課長  
佐用町 総務課長  
天理市 総務課付課長  
天川村 産業建設課長  
和歌山市 都市建設局 建設総務部 技術管理課長  
九度山町 総務課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長  
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部 技術管理課長  
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所  
研究支援推進部 研究支援課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局  
技術管理部 技術管理課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長

(国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長

日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

## 「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

### 記

#### 第3条関係

##### 【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

#### 第4条、第7条関係

##### 【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
令和元年度	奈良県
令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県

## 令和4年度近畿ブロック発注者協議会の取組

---



- 令和元年6月に品確法が改正、令和2年1月に発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)が策定され、品確法の理念を現場で実現するために、令和2年5月に新・全国統一指標が設定された。
- 近畿ブロック発注者協議会では、運用指針により発注者として「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」として定められた内容に基づいた取組を実施。
- 実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有。

		運用指針の内容	指標の設定状況	
工事	必ず実施すべき事項	①施工時期の平準化	全国統一	地域平準化率(工事)の改善
		②適正な工期設定	全国統一	週休2日対象工事の実施状況の拡大
		③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		④適切な設計変更	近畿独自	ガイドラインの策定・活用
		⑤予定価格の適正な設定	近畿独自	・基準適用外の要領整備 ・最新単価の使用
	実施に努める事項	⑥入札契約方式の選択・活用	近畿独自	総合評価落札方式の拡大
		⑦ICTを活用した生産性向上	取組共有	ICT工事発注率
測量、調査及び設計	必ず実施すべき事項	①履行期間の平準化	全国統一	地域平準化率(業務)の改善
		②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		③予定価格の適正な設定	取組共有	・基準適用外の要領整備 ・最新単価の使用
		④適正な履行期間の設定	取組共有	履行期間策定基準の設定状況
		⑤適切な設計変更	取組共有	ガイドラインの策定・活用

## 平準化の取組事例(さ・し・す・せ・そ)について

### ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

### ② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

### ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

### ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

### ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

# 【工事①】施工時期の平準化

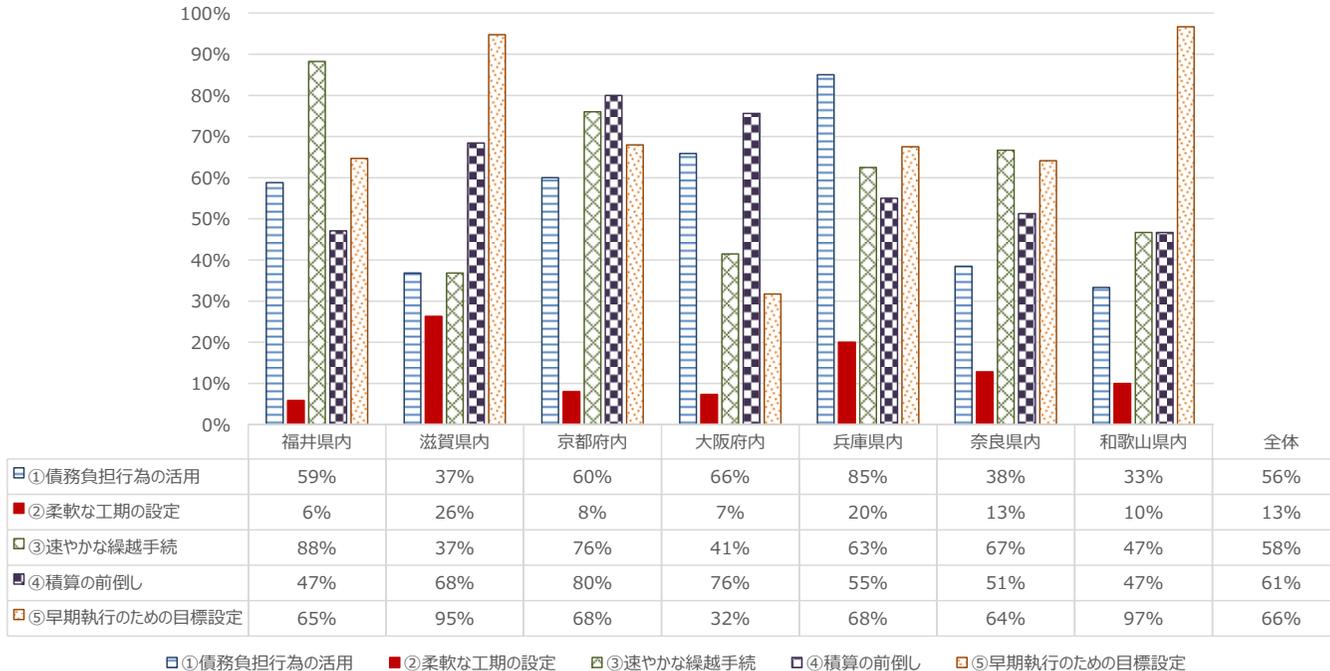
## R4年度取組内容と結果

(1) 平準化の取組事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。  
 ⇒ 制度の導入が進んでいるが、市町村では、50%程度に留まっている。

## 制度の導入状況の推移 R4.5⇒R4.12

	(さ)債務負担行為の活用	(し)柔軟な工期設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定
府県・政令市	100%⇒100%	82%⇒82%	82%⇒82%	91%⇒100%	100%⇒100%
市町村	50%⇒56%	13%⇒13%	56%⇒58%	54%⇒61%	64%⇒66%

平準化率（項目実施率）【211市町村】



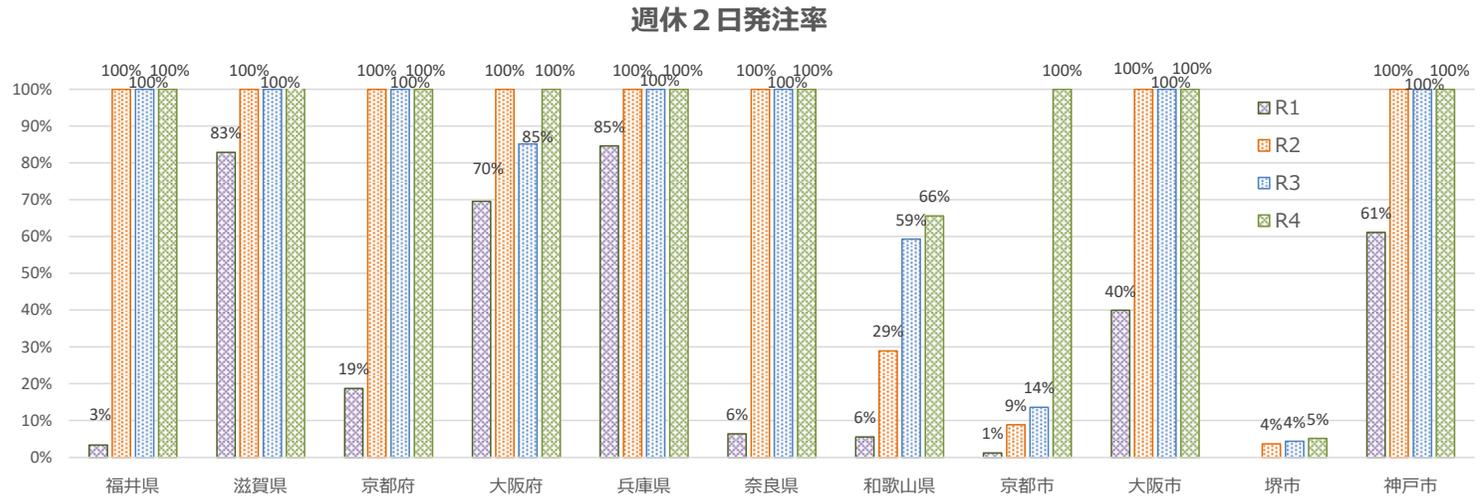
# 【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(1)

## R4年度取組内容と結果

(1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。  
 ⇒ 近畿府県・政令市の合計値は、R3年度(82%)からR4年度(89%)と取組が進捗

週休2日対象工事発注率 R2年度76% ⇒ R3年度 82% ⇒ R4年度 89%

※ 近畿ブロック府県・政令市の合計値  
 異なるため参考値



		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型								
R1	対象件数	12件	48件	84件	511件	0件	200件	517件	50件	794件	0件	0件	94件	0件	113件	7件	0件	0件	591件	0件	0件	563件	0件
	全体工事件数	1800件		718件		1066件		815件		938件		1469件		2030件		577件		1480件		450件		921件	
	発注率	3.3%		82.9%		18.8%		69.6%		84.6%		6.4%		5.6%		1.2%		39.9%		0.0%		61.1%	
R2	対象件数	1239件	0件	499件	176件	3件	500件	543件	52件	924件	0件	0件	1376件	0件	583件	6件	44件	0件	792件	0件	15件	485件	0件
	全体工事件数	1497件		787件		1086件		836件		1128件		1705件		2430件		565件		1599件		408件		977件	
	実施困難件数	258件		112件		583件		241件		204件		329件		416件		0件		807件		0件		492件	
発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		28.9%		8.8%		100.0%		3.7%		100.0%		
R3	対象件数	935件	0件	455件	0件	5件	1069件	497件	13件	850件	0件	0件	1146件	0件	1202件	31件	30件	0件	798件	0件	18件	514件	0件
	全体工事件数	1231件		556件		1139件		773件		1054件		1489件		2178件		449件		1714件		411件		845件	
	実施困難件数	296件		101件		65件		174件		204件		343件		152件		0件		916件		0件		331件	
発注率	100.0%		100.0%		100.0%		85.1%		100.0%		100.0%		59.3%		13.6%		100.0%		4.4%		100.0%		
R4	対象件数	850件	0件	384件	0件	1件	638件	527件	20件	327件	0件	0件	870件	21件	880件	47件	167件	135件	408件	13件	0件	344件	0件
	全体工事件数	1278件		402件		722件		701件		385件		1020件		1509件		220件		1528件		253件		585件	
	実施困難件数	428件		20件		83件		154件		58件		150件		136件		6件		985件		0件		241件	
発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		65.6%		100.0%		100.0%		5.1%		100.0%		

※1 兵庫県は令和4年9月末時点の件数

# 【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(2)

## 週休2日の取組状況のアンケート結果

府県・政令市では、週休2日の取組が進んでいる。市町村でも週休2日の取組が進んできつつあるが、具体的な取組がされていない自治体が依然として多い。

### 府県・政令市

	【選択式】 a:具体的には何もしていない b:令和4年〇件程度実施 c:その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容 (bを選択された場合もこちらに具体的な件数を 記載してください)	【自由記述欄】 (週休2日の取組実績があると回答いただいた場合のみ、回 答ください) 週休2日にかかる費用計上を行った工事はありますか。また、そ の場合どのような算定方法で計上されていますか。
福井県	b:令和4年〇件程度実施	850件契約 (R4.12月末)	労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費を補正
滋賀県	b:令和4年〇件程度実施	384	費用計上あり 算定方法は国交省と同様
京都府	b:令和4年〇件程度実施	233	発注者指定方式は当初設計時より費用を計上し、達成出来ない場合は減額する。 受注者希望方式は現場閉所を確認の上、実績に応じて費用を計上する。
大阪府	b:令和4年〇件程度実施	485	あり。労務費について率補正による算定、市場単価について率補正による算定。
兵庫県	b:令和4年〇件程度実施		費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
奈良県	c:その他	・土木工事は令和4年850件程度実施 ・建築工事は令和5年度より実施予定	土木工事については、受注者が週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、現場閉所の状況に応じて、当初計上している4週8休以上相当の補正係数を変更し、減額変更を行う。
和歌山県	b:令和4年〇件程度実施	272	週休2日の達成状況により国の基準に準じ費用を計上
京都市	b:令和4年〇件程度実施		国の基準を準用
大阪市	b:令和4年〇件程度実施	維持工事等を除く原則全ての工事を対象(令和4年12月時点の対象:543件)	令和4年1月より週休2日にかかる費用を計上国の算定方法を準用
堺市	b:令和4年〇件程度実施	15件程度実施予定	費用計上を行った工事はあり。 国と同様の補正で算定。
神戸市	b:令和4年〇件程度実施	344件	4週8休を前提とした経費補正を当初に行い、休日確保の達成状況に応じて経費補正を変更している。

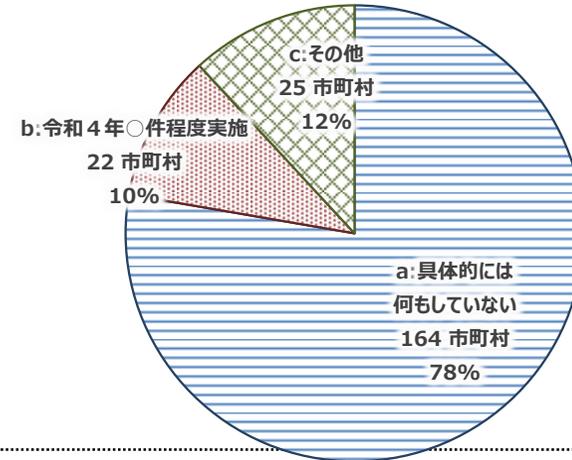
令和4年12月調べ

### 市町村

## 週休2日工事発注実績のある市町村

12市町村(令和3年度)R4.5

⇒ 22市町村(令和4年度)R4.12



### 週休2日の取組状況

・令和4年度実施 . . . . . 22市町村

(福井市、越前市、大飯郡高浜町、三方上中郡若狭町、向日市、岸和田市、豊中市、貝塚市、八尾市、寝屋川市、松原市、和泉市、高石市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、三島郡島本町、西宮市、豊岡市、宍粟市、香芝市、磯城郡三宅町)

# 【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(3)

## 工期の算定方法について

### (運用指針の解説)

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。

### (アンケート結果)

府県・政令市では、日当たり施工量等による工期算定を行っているが、市町村では、工事金額等により工期算定を行っている自治体が多い。

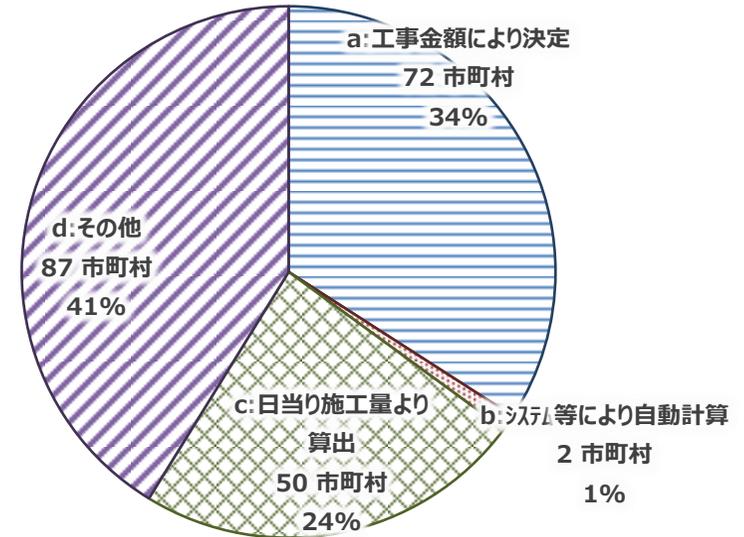
## 府県・政令市

	【選択式】	【自由記述欄】
	a: 工事金額により決定 b: システム等により自動計算 c: 日当り施工量より算出 d: その他	基準範囲外の場合の要領等を整備していない理由
福井県	d: その他	工事金額、施工量、工種等から算定
滋賀県	c: 日当り施工量より算出	
京都府	c: 日当り施工量より算出	・標準作業量から施工するのに必要な日数を算出する。 ・工事価格1億円以下の工事については、国交省の標準工期試算式を用いて算定
大阪府	c: 日当り施工量より算出	
兵庫県	d: その他	設計額・工種・施工量等から算定
奈良県	b: システム等により自動計算	・土木工事については奈良県土木積算システムと連動させ、工程表作成支援システムと奈良県工期算定システム（国土交通省の工期設定支援システム利用）を併用 ・建築工事については一般社団法人日本建設業連合会作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利用
和歌山県	c: 日当り施工量より算出	
京都市	d: その他	積み上げにより算定
大阪市	c: 日当り施工量より算出	
堺市	d: その他	日当り施工量から基準工期を算出し、雨休率、準備後片付期間を考慮して決定
神戸市	d: その他	積み上げにより算定

## 市町村

### 日当たり施工量による算出 (システムにより自動計算を含む)

53市町村(25%)R4.5 ⇒ **52市町村(25%)R4.12**



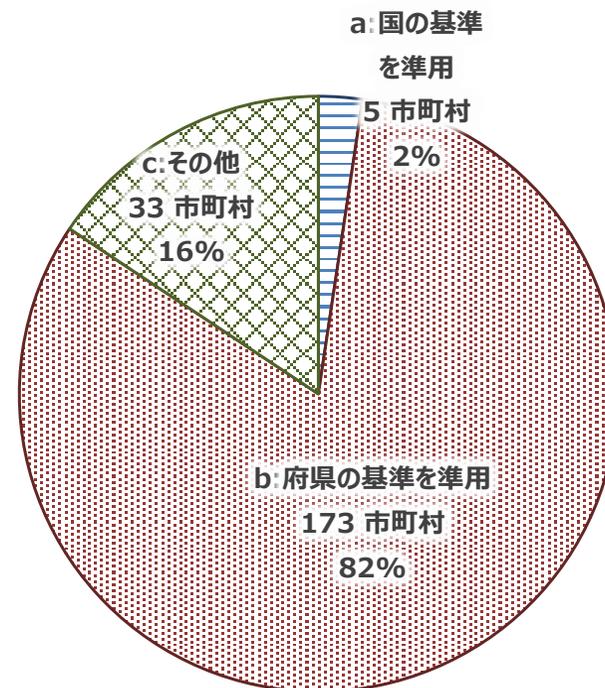
# 【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(4)

## 工期算定にあたり使用している基準についてのアンケート結果

### 府県・政令市

	【選択式】 a:国の基準を準用 b:府県の基準を準用 c:その他	【自由記述欄】 基準範囲外の場合の要領等を整備していない理由
福井県	a:国の基準を準用	
滋賀県	a:国の基準を準用	
京都府	a:国の基準を準用	
大阪府	a:国の基準を準用	
兵庫県	a:国の基準を準用	
奈良県	c:その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事については国の基準を準用</li> <li>・建築工事については一般社団法人日本建設業連合会作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利用</li> </ul>
和歌山県	a:国の基準を準用	
京都市	a:国の基準を準用	
大阪市	a:国の基準を準用	
堺市	a:国の基準を準用	
神戸市	c:その他	国の基準を参考に、本市としての工期設定の考え方を作成し使用している。

### 市町村



### R4年度取組内容

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。

## 制度の導入状況 (R4.12)

### 府県・政令指定都市

- 全ての府県・政令市において低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している(変更なし)。

### 市町村

- 全ての市町村において、低入札価格調査制度または最低制限価格制度を導入している(変更なし)。

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
最低制限価格制度のみ導入	9	14	19	26	23	28	19	138
低入札価格調査制度のみ導入済み	0	0	0	0	0	0	0	0
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	8	5	6	15	17	11	11	73
いずれの制度も導入しない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村件数	17	19	25	41	40	39	30	211

## 基準価格の算定における公契連最新モデル(R4)の導入状況

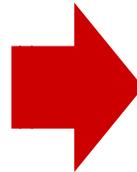
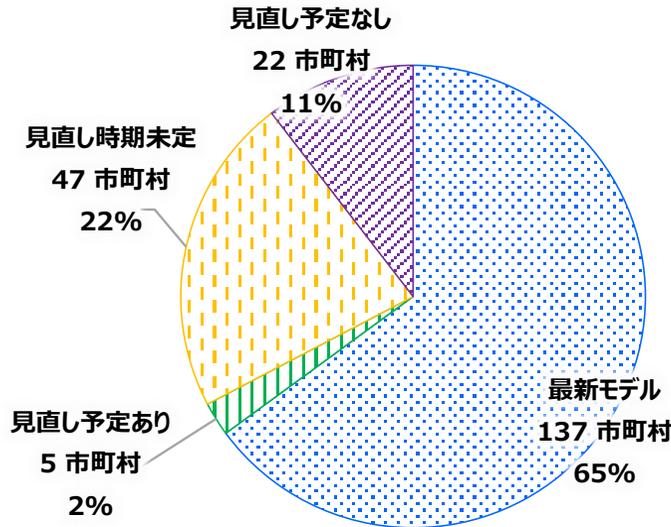
府 県・政令指定都市

- すべての府県・政令市で低入札調査基準価格の最新モデル(R4もしくはH31)を使用している。

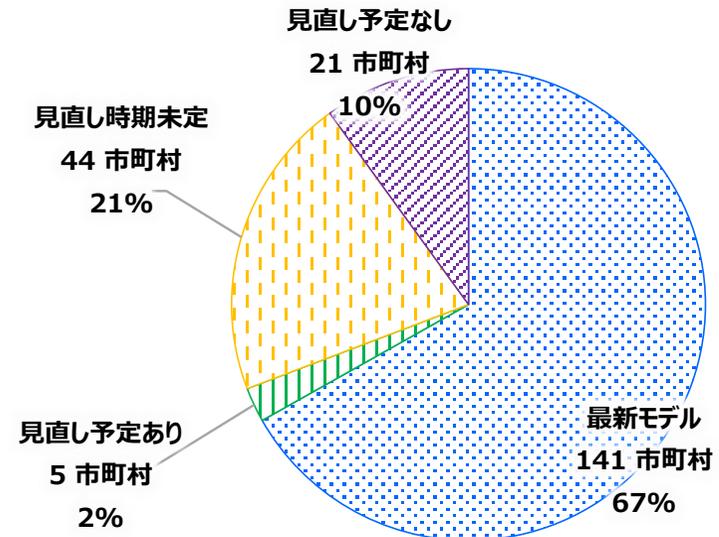
市町村

- 最新モデル(R4またはH31)を使用している  
137市町村(65%)R4.5 ⇒ **141市町村(67%)R4.12**
- 旧モデル(H29以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村  
22市町村(11%)R4.5 ⇒ **21市町村(10%)R4.12**

令和4年5月現在



令和4年12月現在



R4年度取組内容

(1) 市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図られるように推進を図る。

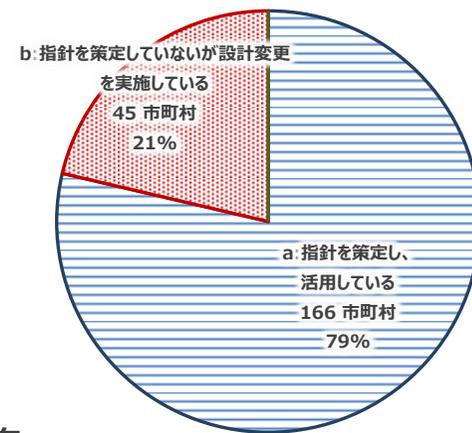
府県・  
政令市

- 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している(R4.5から変更なし)。

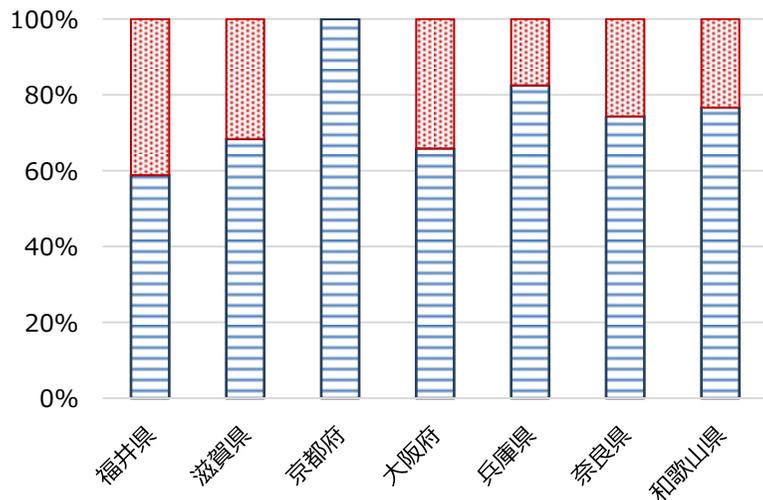
市町村

- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施  
160市町村(76%)R4.5 ⇒ **166市町村(79%)R4.12**
- 策定していないが設計変更を実施  
51市町村(24%)R4.5 ⇒ **45市町村(21%)R4.12**

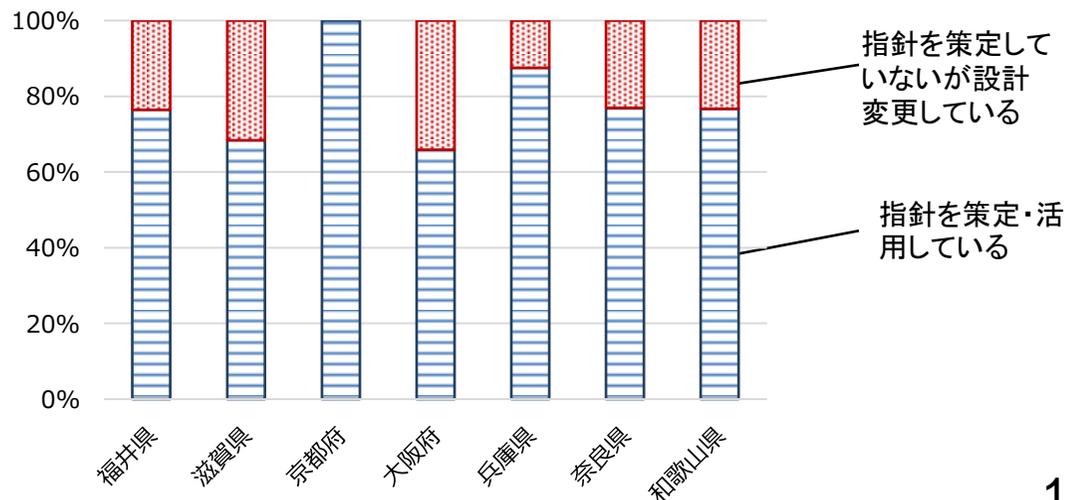
令和4年12月現在



令和4年5月現在



令和4年12月現在



R4年度取組内容

- (1) 基準適用外の場合の要領整備について推進を図る。
- (2) 市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。

府県・  
政令市

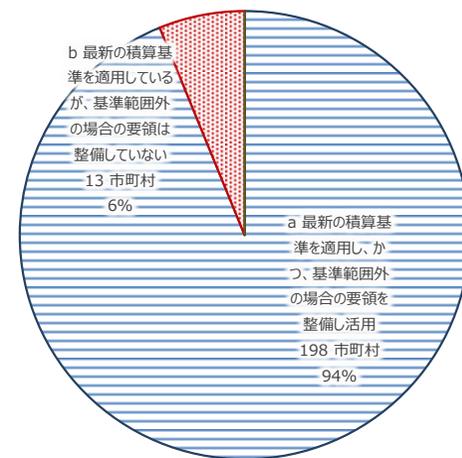
- 全府県で最新の積算基準を適用。基準適用外の場合の要領も整備している(R4.5から変更なし)。

市町村

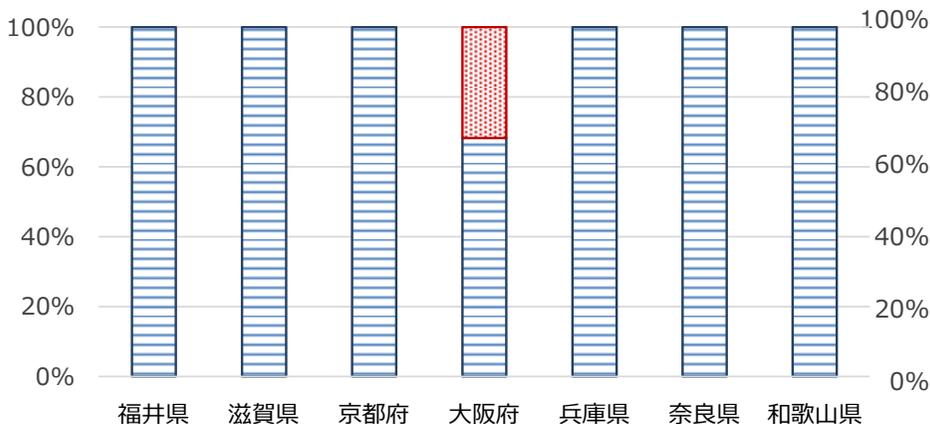
- 積算基準適用外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。

198市町村(94%)R4.5 ⇒ 198市町村(94%)R4.12

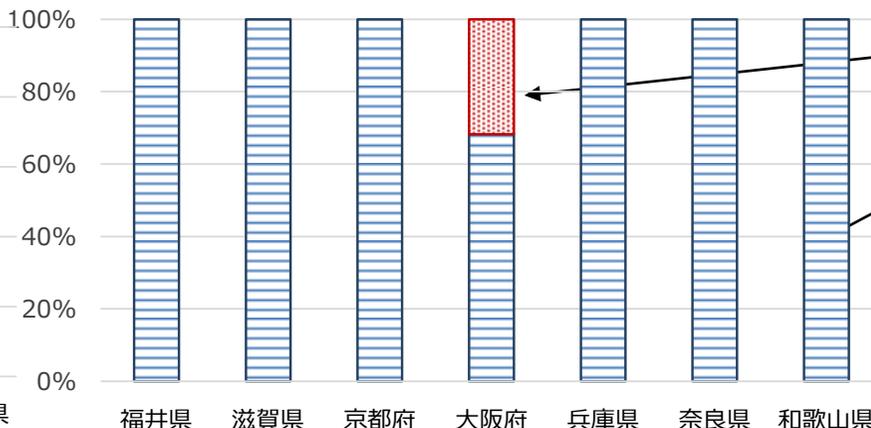
令和4年12月現在



令和4年5月現在



令和4年12月現在



最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領を整備していない

最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備活用

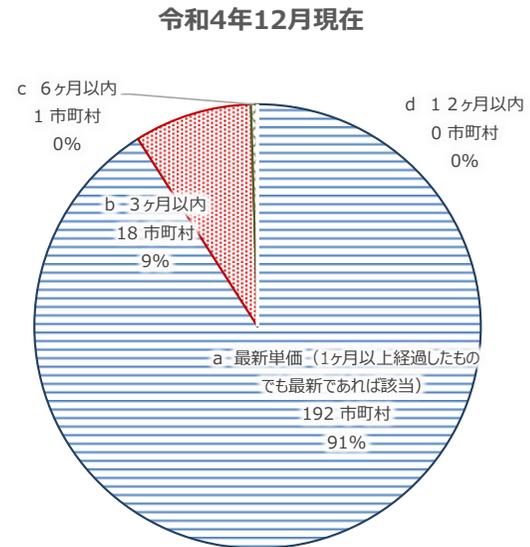
# 【工事⑤】予定価格の適正な設定(2)

府県・  
政令市

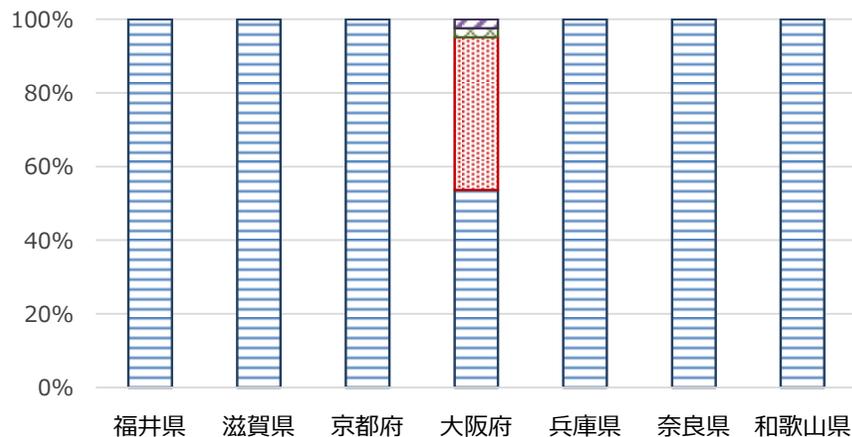
- 全ての府県・政令市において最新単価を使用している(R4.5から変更なし)。

市町村

- 最新単価を使用している  
192市町村(91%)R4.5 ⇒ 192市町村(91%)R4.12

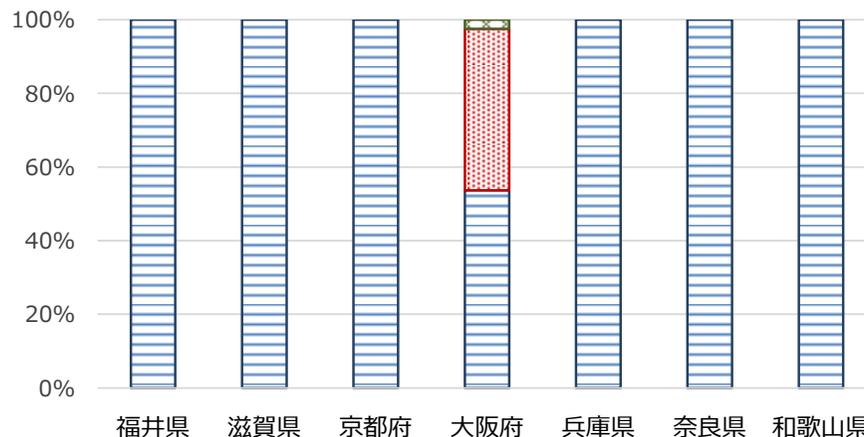


令和4年5月現在



■ a 最新単価 (1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)  
■ b 3ヶ月以内

令和4年12月現在



■ c 6ヶ月以内  
■ d 12ヶ月以内  
■ e 12ヶ月以上

## R3年度取組内容

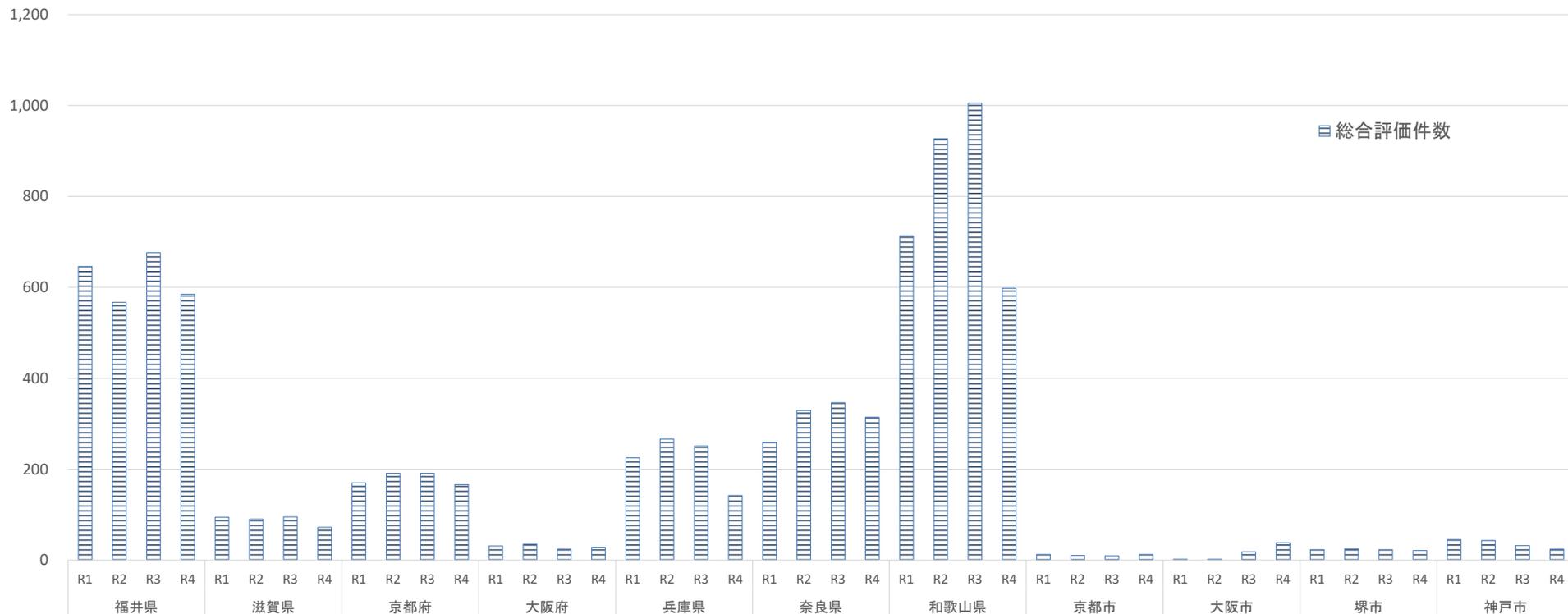
- (1) 府県政令市：一定規模以上の発注金額等の場合、総合評価落札方式を原則として工事件数、実施率を拡大する。
- (2) 市町村：各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

### 府 県・政令指定都市

総合評価落札方式の工事件数及び発注率(府県・政令市合計値)

R2年度 2,475件(19%) ⇒ R3年度 2,660件(21%) ⇒ **R4年度 1,990件(20%)**  
(R4.12時点)

件数



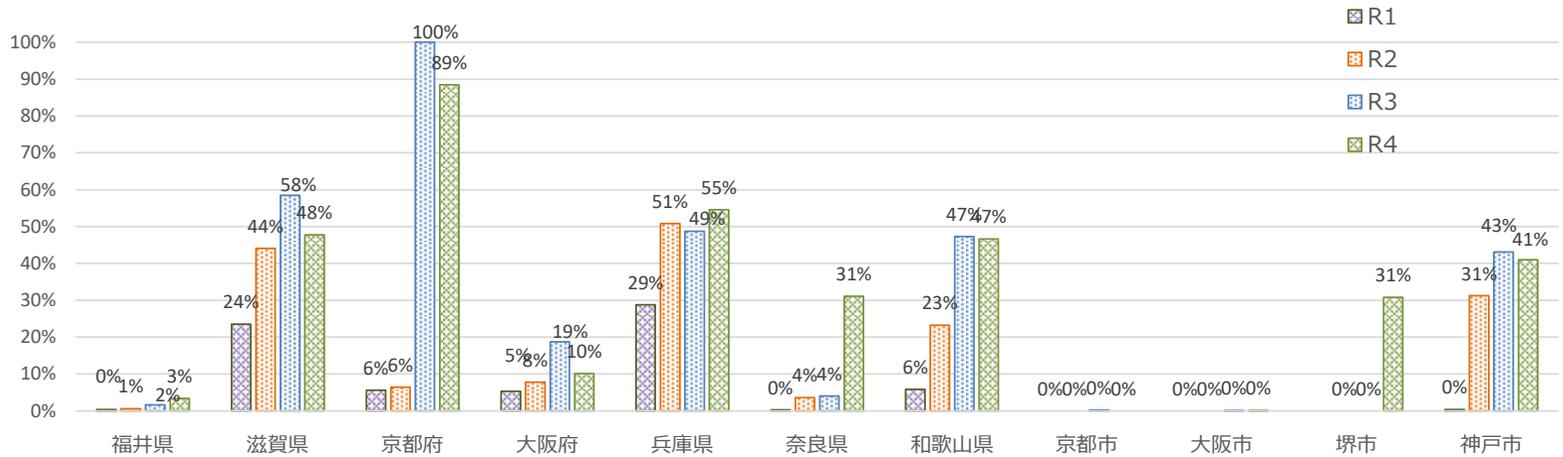
# 【工事】ICTを活用した生産性向上

府県・政令市のICT工事の発注率は増加しており、各自治体の取組が進んでいる。市町村へのICT工事の普及についても促進をお願いします。

## ICT工事発注率(近畿府県・政令市合計値)

R2年度 15% ⇒ R3年度 30% ⇒ R4年度 30%

ICT工事発注率



		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型
R1	対象件数	0件	6件	4件	165件	0件	60件	3件	40件	74件	196件	1件	3件	0件	118件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
	全体工事件数	1800件		718件		1066件		815件		938件		1469件		2030件		577件		1480件		450件		921件	
	発注率	0.3%		23.5%		5.6%		5.3%		28.8%		0.3%		5.8%		0.0%		0.0%		0.0%		0.3%	
R2	対象件数	0件	9件	0件	347件	0件	70件	0件	65件	106件	467件	2件	59件	0件	565件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	305件
	全体工事件数	1497件		787件		1086件		836件		1128件		1705件		2430件		565件		1599件		408件		977件	
	発注率	0.6%		44.1%		6.4%		7.8%		50.8%		3.6%		23.3%		0.0%		0.0%		0.0%		31.2%	
R3	対象件数	1件	19件	5件	320件	1件	1138件	7件	138件	77件	437件	7件	53件	11件	1020件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	364件
	全体工事件数	1231件		556件		1139件		773件		1054件		1489件		2178件		449件		1714件		411件		845件	
	発注率	1.6%		58.5%		100.0%		18.8%		48.8%		4.0%		47.3%		0.2%		0.1%		0.0%		43.1%	
R4	対象件数	4件	39件	15件	177件	2件	637件	56件	15件	19件	191件	1件	316件	12件	692件	0件	0件	1件	0件	0件	78件	0件	240件
	全体工事件数	1278件		402件		722件		701件		385件		1020件		1509件		220件		1528件		253件		585件	
	発注率	3.4%		47.8%		88.5%		10.1%		54.5%		31.1%		46.7%		0.0%		0.1%		30.8%		41.0%	

# 【業務①】履行期間の平準化

## R4年度取組内容

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。

【府県・政令市】 ・繰越明許費の活用 10自治体(91%)R4.5 ⇒ 11自治体(100%)R4.12  
 ・債務負担行為 11自治体(100%)R4.5 ⇒ 11自治体(100%)R4.12  
 ・平準化のための目標設定 11自治体(100%)R4.5 ⇒ 11自治体(100%)R4.12

### 令和4年12月時点の状況

	「発注関係事務の運用に関する指針」より抜粋				その他	
	①繰越明許費の活用	②債務負担行為の活用	③履行期間平準化のための目標設定（第4四半期納期率）	R4年度設定目標	④その他	（具体的に記載）
福井県	○	○	○	早期発注に努めるとともに、繰越制度を柔軟に活用していく。		
滋賀県	○	○	○			
京都府	○	○	○	業務のみの目標設定なし		
大阪府	○	○	○	第4四半期納期率0.48		
兵庫県	○	○	○			
奈良県	○	○	○	国から示された第4四半期納期率目標値0.48(R4年度)を目指す		
和歌山県	○	○	○	実工期末（完了日）3月となる件数／全体件数に目標値を設定（25%以下）		
京都市	○	○	○	早期発注に努めるとともに、債務負担行為の活用を図っていく。		
大阪市	○	○	○	R6年度を目標に第4四半期目標率0.5以下をめざす。		
堺市	○	○	○	国から示された第4四半期納期率0.48を目指す		
神戸市	○	○	○	R5年度目標値（第4四半期納期率0.45）を目指し、履行期間の平準化を推進していく。		

**R4年度取組内容**

(1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

**【取組状況】**

- ・全ての府県・政令市で、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済(R4.5から変更なし)。
- ・基準価格は、全ての府県・政令市で中央公契連最新モデル(H31)をベースに設定。

	対象地方自治体
最低制限価格制度のみ導入	福井県、京都府、兵庫県
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市

**【予定価格の適正な設定】**

予定価格の設定にあたっては、市場における技術者単価および資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。<sup>(※)</sup>

【現状】 ・全ての府県・政令市で、最新の積算基準、最新の単価を適用（R4.5から変更なし）。  
・91%の府県・政令市において、基準対象外の場合の要領を整備。

**【適正な履行期間の設定】**

履行期間の設定にあたっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数の他、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日等を考慮する。<sup>(※)</sup>

【現状】 ・82%の府県・政令市において、履行期間の策定基準等により工期を設定（R4.5から変更なし）。  
・その他、業務量、業務価格、過去の実績に基づき工期を設定（R4.5から変更なし）。

**【適切な設計変更】**

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致していない場合において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する<sup>(※)</sup>

【現状】 ・73%の府県・政令市において、設計変更ガイドライン等を策定、活用（R4.5から変更なし）。

令和5年2月10日

## 令和3年度実績と令和5年度の取組について

# 品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国统一指標～

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新たな全国统一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

## 新・全国统一指標(工事)

### ①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

### ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。  
※週休2日の実施が困難な工事(災害復旧等)は集計から除外している。

### ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

## 新・全国统一指標(測量、調査及び設計(業務))

### ④地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

### ⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合  
(県域単位で公表)

## 地域独自指標

### ⑥工事の適切な設計変更

設計変更ガイドラインを策定・活用している市町村数の割合

- 地域平準化(工事)のR3実績値は1府域を除き向上している。
- 週休2日対象工事の実施状況のR3実績値は、2府県域を除く横ばいまたは向上。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)のR3実績値は、3府県域が向上、4県域が低下。

	新・全国統一指標								
	地域平準化率 (工事)			週休2日対象工事の実施状況 (工事)			低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)		
	実績値 (R2)	実績値 (R3)	目標値 (R6)	参考値 (R2)	実績値 (R3)	目標値 (R6)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R5)
近畿ブロック	0.68	0.72	0.78	0.76	0.80	1.00	—	—	—
福井県域	0.68	0.73	0.76	1.00	1.00	1.00	0.93	0.79	1.00
滋賀県域	0.61	0.65	0.74	1.00	1.00	1.00	0.99	0.96	1.00
京都府域	0.68	0.66	0.77	0.52	0.75	1.00	0.95	0.96	1.00
大阪府域	0.63	0.67	0.73	0.78	0.73	1.00	0.97	0.98	1.00
兵庫県域	0.70	0.75	0.82	0.98	0.87	1.00	0.95	0.91	1.00
奈良県域	0.59	0.66	0.81	1.00	1.00	1.00	0.87	0.82	1.00
和歌山県域	0.67	0.73	0.78	0.31	0.59	1.00	0.93	0.95	1.00

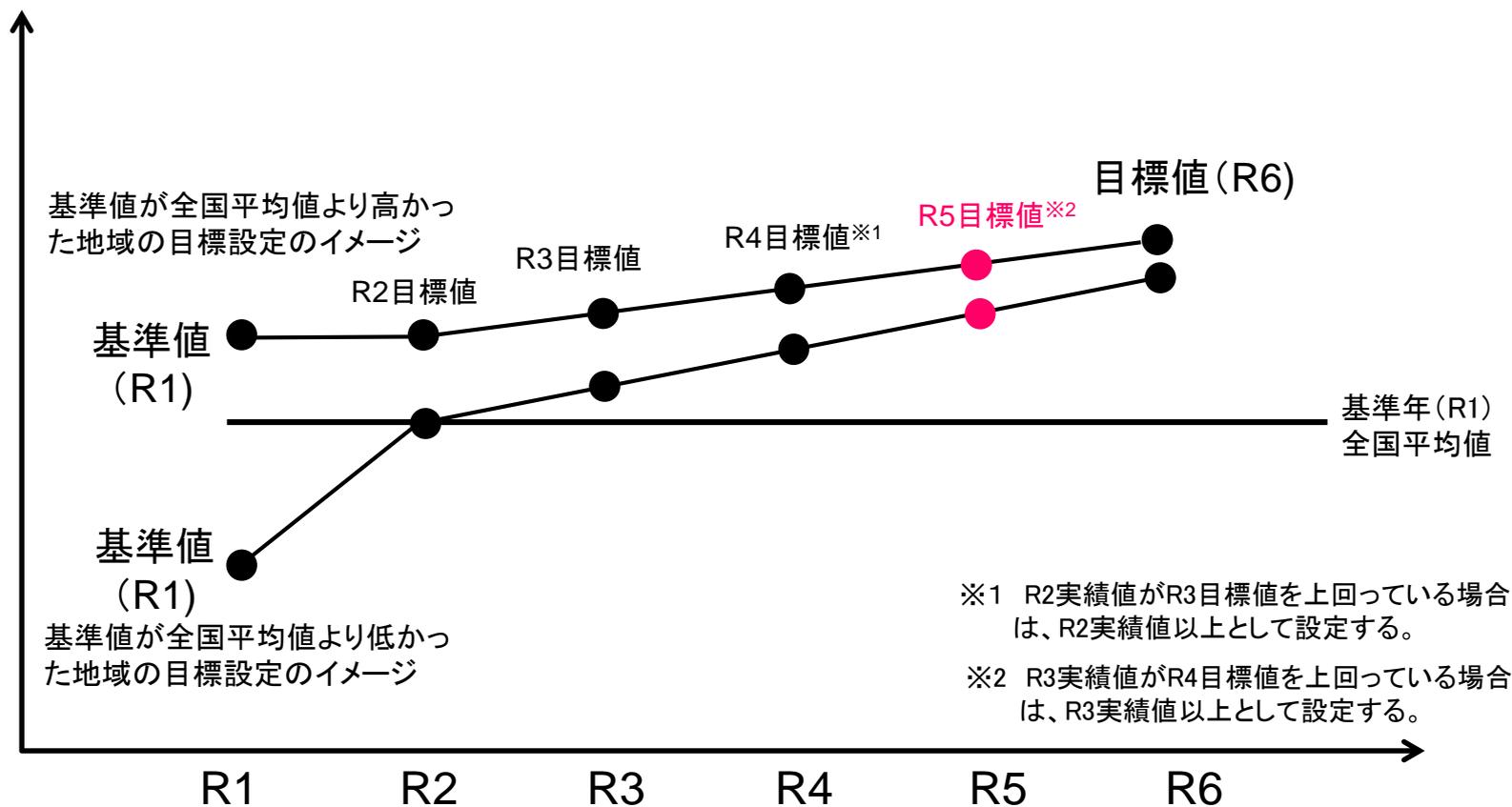
- 第4四半期納期率の状況(業務)のR3実績値は、1県域を除き低下。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)のR3実績値は、1県域において低下。
- 工事の適切な設計変更のR2実績値は、各市町村においてガイドラインの策定等が進み、すべての府県域で横ばいもしくは向上。

	新・全国統一指標						近畿ブロック独自指標		
	第4四半期納期率の状況 (業務)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(業務)			工事の適切な設計変更		
	実績値 (R2)	実績値 (R3)	目標値 (R6)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R5)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	目標値 (R6)
近畿ブロック	0.50	0.51	0.46	—	—	—	—	—	—
福井県域	0.37	0.41	0.46	1.00	0.99	1.00	0.53	0.63	0.90
滋賀県域	0.47	0.43	0.46	1.00	1.00	1.00	0.63	0.63	0.90
京都府域	0.46	0.48	0.43	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.92
大阪府域	0.56	0.58	0.47	1.00	1.00	1.00	0.56	0.66	0.90
兵庫県域	0.44	0.48	0.46	1.00	1.00	1.00	0.68	0.75	0.90
奈良県域	0.56	0.60	0.46	1.00	1.00	1.00	0.72	0.72	0.90
和歌山県域	0.45	0.48	0.43	1.00	1.00	1.00	0.67	0.73	0.90

青字は前年度より改善した値、赤字は前年度より後退した値

- 新・全国統一指標の目標値(R6年)については、令和2年度に設定。
- R2年度の数値目標の設定については、基準値と全国平均値を比較して目標値に近い方の値としていた。
- R3年度からは、目標に向かって着実に数値を改善していくという観点から、令和2年度目標値から目標年までの均等割りをベースとした目標値の設定とする。
- R5年度は、地域の目標値、実績値を踏まえて、各発注機関毎に設定。
- 特に、工事の地域平準化率の改善を重点目標として目標設定するとともに、各発注機関における取組内容を共有する。

## 地域毎の目標値の考え方



# 新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(1)

対象		新・全国統一指標									
工事	$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$										
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R5年度 (目標案)	目標(R6)	取組項目(継続) ・(さ)債務負担行為の活用 ・(し)柔軟な工期設定 ・(す)速やかな繰越手続き ・(せ)積算の前倒し ・(そ)早期執行(特に第1四半期)の ための目標設定					
	近畿ブロック	0.68	0.72	0.77	0.78						
	福井県域	0.68	0.73	0.75	0.76						
	滋賀県域	0.61	0.65	0.73	0.74						
	京都府域	0.68	0.66	0.76	0.77						
	大阪府域	0.63	0.67	0.72	0.73						
	兵庫県域	0.70	0.75	0.81	0.82						
	奈良県域	0.59	0.66	0.79	0.81						
和歌山県域	0.67	0.73	0.77	0.78							
					調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村						

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿地整		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
地域平準化率 (工事)	R5 (目標)	0.89	0.87	0.82	0.75	0.75	0.73	0.76	0.76	0.76	0.73	0.80	0.74	0.72	0.82	0.80	0.81	0.79	0.79	0.79	0.77

### R5年度取組内容(案)

- 平準化の取組事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。
- 実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(2)

対象		新・全国統一指標																		
工事	週休2日対象工事の実施状況＝										$\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$									
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R5年度 (目標案)	目標(R6)	取組項目(継続) ・週休2日対象工事の発注率 ・基準書等に基づく工期設定 ・公告時に施工条件を提示 <div style="float: right; margin-top: 10px;">             調査対象機関              ○:国等              ○:都道府県              ○:政令市              -:市町村           </div>														
	近畿ブロック	0.76	0.80	0.92	1.0															
	福井県域	1.00	1.00	1.00	1.0															
	滋賀県域	1.00	1.00	1.00	1.0															
	京都府域	0.52	0.75	0.84	1.0															
	大阪府域	0.78	0.73	0.93	1.0															
	兵庫県域	0.98	0.87	0.99	1.0															
	奈良県域	1.00	1.00	1.00	1.0															
	和歌山県域	0.31	0.59	0.82	1.0															

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿地整		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
週休2日対象工事	R5 (目標)	1.00	0.74	1.00	-	1.00	-	1.00	1.00	-	1.00	1.00	0.72	-	1.00	1.00	-	1.00	-	1.00	-

### R5年度取組内容(案)

- (1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認及び課題の共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(3)

対象		新・全国統一指標											
工事	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$											
	地域	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	目標(R5)	取組項目(継続)  ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(R4又はH31)の使用 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>調査対象機関</td> <td>—: 国等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○: 都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○: 政令市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○: 市町村</td> </tr> </table>	調査対象機関	—: 国等		○: 都道府県		○: 政令市		○: 市町村
	調査対象機関	—: 国等											
		○: 都道府県											
		○: 政令市											
		○: 市町村											
	近畿ブロック	—	—	—									
	福井県域	0.93	0.79	1.0									
	滋賀県域	0.99	0.96	1.0									
京都府域	0.95	0.96	1.0										
大阪府域	0.97	0.98	1.0										
兵庫県域	0.95	0.91	1.0										
奈良県域	0.87	0.82	1.0										
和歌山県域	0.93	1.00	1.0										

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿地整		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)	目標(R5)	—		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

### R5年度取組内容(案)

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認及び課題の共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(4)

対象	新・全国統一指標					
業務	$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月]に完成する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$					
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R5年度 (目標案)	目標(R6)	取組項目(新規)  ・繰越明許費の活用 ・債務負担行為の活用 ・履行期間平準化のための 目標設定
	近畿ブロック	0.50	0.51	0.47	0.46	
	福井県域	0.37	0.41	0.37	0.46	
	滋賀県域	0.47	0.43	0.46	0.46	
	京都府域	0.46	0.48	0.44	0.43	
	大阪府域	0.56	0.58	0.48	0.47	
	兵庫県域	0.44	0.48	0.44	0.46	
	奈良県域	0.56	0.60	0.47	0.46	
和歌山県域	0.45	0.48	0.44	0.43		
調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村						

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿地整		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
第4四半期納期率(業務)	R5 (目標)	0.45	0.48	0.37	-	0.46	-	0.44	0.42	-	0.48	0.48	0.48	-	0.44	0.45	-	0.47	-	0.44	-

### R5年度取組内容(案)

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(5)

対象	新・全国統一指標					
業務	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 <div style="float: right; text-align: right;"> <math display="block">\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}</math> </div>					
	地域	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R5年度 (目標)	目標(R5)	取組項目(新規) <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率</li> <li>・最新モデル(H31)の使用</li> </ul> <div style="margin-top: 10px;">             調査対象機関              ー: 国等              ○: 都道府県              ○: 政令市              ー: 市町村           </div>
	近畿ブロック	—	—	—	—	
	福井県域	1.00	0.99	1.00	1.0	
	滋賀県域	1.00	1.00	1.00	1.0	
	京都府域	1.00	1.00	1.00	1.0	
	大阪府域	1.00	1.00	1.00	1.0	
	兵庫県域	0.91	0.91	1.00	1.0	
	奈良県域	1.00	1.00	1.00	1.0	
和歌山県域	1.00	1.00	1.00	1.0		

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿地整		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)	目標(R5)	—		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

### R5年度取組内容(案)

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 実施状況について、進捗状況の確認・共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(6)

対象	近畿独自指標													
工事	設計変更ガイドライン策定・活用率					策定率 = $\frac{\text{(設計変更ガイドラインを策定・活用している府県域内の市町村)}}{\text{(府県域内の市町村数)}}$								
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R5年度 (目標案)	目標(R6)	取組項目(継続)  ・設計変更ガイドラインの策定目標時期  調査対象機関 ー:国等 ー:都道府県 ー:政令市 ○:市町村								
	近畿ブロック										—	—	—	—
	福井県域										0.53	0.63	0.84	0.90
	滋賀県域										0.63	0.63	0.84	0.90
	京都府域										1.00	1.00	1.00	0.92
	大阪府域										0.56	0.63	0.83	0.90
	兵庫県域										0.68	0.75	0.83	0.90
	奈良県域										0.72	0.72	0.85	0.90
	和歌山県域										0.67	0.73	0.83	0.90

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域		近畿地整		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等 他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村	
設計変更ガイドライン策定・活用率	R5 (目標)	—	—	—	0.84	—	0.84	—	—	1.00	—	—	—	0.83	—	—	0.83	—	0.85	—	—	0.83

### R5年度取組内容(案)

- (1) 市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図られるように推進を図る。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認及び課題の共有を行う。

# **新・全国統一指標における 各発注機関のR5年度の取組について**

## 地域平準化率(工事)

発注機関目標値： 0.89

### 取組内容：

- (1) 発注計画作成段階において、平準化率を満足できるように管理を行う。
  - ・第1四半期の工事稼働率を増やす必要があり、年度途中からの平準化率の改善は困難であることから、発注計画段階での平準化率を満足することが重要。
  - ・近畿地方整備局では、本年1月～2月に発注ロットヒアリングを行うなど、事務所単位での平準化率の管理を実施。
- (2) 発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。
  - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

## 履行期限の分散(業務)

発注機関目標値： 0.35

### 取組内容：

- (1) 早期発注や国債を活用した計画的な発注により、業務サイクルを見直す。
  - ・国債を活用した年度末発注の手続軽減とあわせ、年度当初発注案件の前倒しにより、年度末の履行期限を分散するような業務サイクルへの見直しを実施中。
- (2) 発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。
  - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

## 地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値： 0.82

取組内容：

引き続き、債務負担行為の積極的な活用、速やかな繰越手続きに努め、さらに年度末にかけての発注については原則、工期の余裕期間制度(フレックス方式)を適用するなど施工時期の平準化に努めていく。

(2) 市町村の目標値： 0.75(府県のみ)

取組内容：

福井県発注者協議会等を通じ、平準化の取り組みに関する情報提供を行い、平準化に向けた取り組みを推進してもらうよう呼びかけていく。

## その他取組

第4四半期納期率(業務)については、工事同様、繰越予算及び債務負担行為を活用して、平準化に努める。

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.75

取組内容：

R5年度とR6年度に発注する工事と業務を対象に、発注機関毎に目標(R5、R6平準化率、R5第4四半期納期率)を達成出来るよう、積極的な債務負担行為や余裕期間制度の活用、積算の前倒し等を図った上で、発注計画を作成、進行管理を行う。

(2)市町村の目標値： 0.73(府県のみ)

取組内容：

余裕期間制度の活用、積算の前倒し、発注見通しの公表など、工事の施工条件に照らして各市町で実施できる取組を積極的に行う。

## その他取組

- ・全庁的に平準化を推進するため、関係部局と情報共有し、取組の促進を図る。
- ・県内市町の平準化や設計変更ガイドラインの策定を推進するため、県発注者協議会や県発注者協議会分科会において情報共有と取組の促進を図る。

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.77

取組内容：

新担い手三法を踏まえ、令和元年7月に京都府公契約大綱を改正し、施工時期を平準化する取組を明記し、9月議会において繰越予算の上程を行うなど、平準化に取り組んでいる。

令和4年度からは、経済対策補正予算を12月議会に前倒して上程し、年度当初の工事閑散期における工事量の確保に努めている。

以上に加え、引き続き、繰越予算及び債務負担行為を活用し、施工時期の平準化に努める。

(2)市町村の目標値： 0.77(府県のみ)

取組内容：

公契連や発注者協議会を通じて、京都府の繰越予算及び債務負担行為の活用事例や平準化の目標値など、平準化の取組に関する情報提供を行う。

## その他取組

第4四半期納期率(業務)については、工事同様、繰越予算及び債務負担行為を活用して、平準化に努める。

## 地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値： 0.73

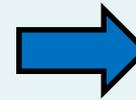
取組内容：

「債務負担行為の活用」

⇒ 予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒ 工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけるとともに業務積算の前年度実施を促進



各種取組を  
組み合わせ、  
平準化を推進

(2) 市町村の目標値： 0.72

取組内容：

「大阪府地域発注者協議会等での情報提供」

⇒ 市町村の関係部局に出席を依頼し、協議会を開催。設定目標、大阪府の取組み、市町村の好事例等を情報提供し、市町村の取組みを一層促進。

## その他取組

大阪府地域発注者協議会等において、平準化以外の取組みについても、各指標に取り組む必要性や大阪府の取組み等を市町村に情報提供し、市町村の取組みを一層促進。

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.82

取組内容：

引き続き、債務負担行為の活用、余裕期間制度の活用、積算の前倒し、早期執行のための目標設定に努める。

(2)市町の目標値： 0.81

取組内容：

兵庫県地域発注者協議会技術分科会を開催し、目標達成に向け、市町への働きかけを行う。

## その他取組

地域発注者協議会を通じて、設計変更ガイドライン策定・活用率等の目標値、取組事例等について各市町へ情報共有を行い、取組の一層の促進を図る。

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.79

取組内容：

下記に留意しつつ、発注計画を策定し、それを元に進捗管理を行う。

- ・施工規模の大きいもの(設計金額5000万円以上)は、上半期契約を基本としつつ、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定を行い、発注時期のバランスに配慮する。
- ・施工規模の小さいもの(設計金額5000万円未満)は、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定を行い、年度末工期設定の集中を避ける。
- ・平準化率の見込みを試算し、目標値に届かない場合は、計画を見直すなどの管理を行う。

(2)市町村の目標値： 0.79

取組内容：

奈良県地域発注者協議会や県下の市町村が集まる他の会議等を通じて、各市町村へ平準化率目標値や取組事例の周知や情報交換に努める。

## その他取組

設計変更ガイドライン策定・活用 市町村の目標値： 0.85

取組内容：奈良県地域発注者協議会又は追加ヒアリング等を通じて、未導入の市町村に対して働きかけを行う。

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.79

取組内容：

補正予算を極力年度内契約に繋げることが、第一四半期の工事稼働件数の向上に繋がるため、令和4年度2次補正予算においては、想定額で12月議会に上程し、年度内契約を推進  
工事管理システムにおいて、平準化率の算出を可能とすることにより、見える化を実施

(2)市町村の目標値： 0.77

取組内容：

平準化のための「さ・し・す・せ・そ」について、地域発注者協議会の取り組み目標として設定するとともに、令和4年度は首長を個別訪問し意見交換を実施。  
令和5年度も引き続き取り組む予定

## その他取組

週休2日工事

発注機関目標値：1.00

取組内容

原則全ての工事を対象に受注者希望型で発注  
週休2日を達成できるようICT活用工事の普及拡大にも取り組む

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.76

取組内容：

### ア 積算の前倒し

- 設計・積算の前倒しによる早期発注の励行
- 特に、大型土木工事は、工事担当と契約担当の部署と発注スケジュールを調整して、早期発注の取組を推進
- 発注事務の円滑化と事業者の積算業務の簡素化による早期契約を推進するため、「概略発注方式」の活用を本格実施
- R4補正の工事の一部は、2月市会の議決後、速やかに入札公告を行い、R4年度内に契約

### イ 債務負担行為の活用

- 出水期の施工が制限される河川や橋りょうの工事をはじめ、工期が12箇月未満の工事においても、債務負担行為を活用

## 週休2日工事

取組内容：

- 令和4年度から原則、全ての工事を「週休2日工事」の対象
- 令和5年度は「発注者指定方式」の対象を更に拡大し、実施率の向上を図る
  - ・R4発注者指定：60百万円以上の土木工事、30百万円以上の舗装工事、15百万円以上の造園工事
  - ・R5発注者指定：20百万円以上の土木工事、10百万円以上の舗装工事、5百万円以上の造園工事
- 令和6年度からは全ての工事を「発注者指定方式」とできるよう、引き続き取組を推進

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.8

取組内容：

引き続き、債務負担行為(ゼロ債務を含む。)の活用、余裕期間制度の活用、設計・積算の前倒しの推進に取り組む。

## その他取組

週休2日工事については、令和3年度より段階的に発注者指定方式を導入しており、令和6年度には全ての工事を対象として発注者指定方式で発注する。

### 【令和5年度以降の予定】

令和5年度：発注者指定方式(予定価格2,000万円以上の工事)

受注者希望方式(上記以外の工事)

令和6年度：発注者指定方式(全ての工事)

## 地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値: **0.74**

取組内容:

- ・工期が12ヶ月未満の工事においても、債務負担行為を活用します。
- ・設計・積算の前倒しを行い、速やかに発注手続きを行います。
- ・速やかに発注手続きを行うために、「概算数量発注方式」や「簡易DB方式」を令和3年度より、一部導入しています。
- ・職員の意識向上としまして、研修内容の一部に「地域平準化率」について取り入れています。

## その他取組

週休2日工事は、令和5年度以後においても、確実に目標達成へ向けて取組みます。

(令和4年度現状)

令和4年度……………発注者指定方式(総合評価落札方式)

(令和5年度以後の予定)

令和5年度……………発注者指定方式(総合評価落札方式)

受注者希望方式(総合評価落札方式以外の工事)

令和6年度……………発注者指定方式(全ての工事)

令和6年度には、全ての工事を週休2日制対象工事として、発注者指定方式で発注する見込みとしております。

## 地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値:0.80

### 【取組内容】

本市で定めている工事・業務の平準化のための以下6つの方策に基づき、引き続き発注部署毎に平準化に取り組むとともに、新たに定めた目標の達成に向けて6方策のさらなる推進が図られるよう、文書や会議を通じて発注部署へ啓発を行う。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①公共工事の業務量の確保 | ②債務負担行為の積極的な活用 |
| ③繰越明許の前倒し    | ④発注計画の策定と進捗管理  |
| ⑤設計・積算の年度前倒し | ⑥柔軟な工期の設定      |

## その他取組:第4四半期納期率(業務)

(1) 発注機関目標値:0.45

R3年度第4四半期納期率がR2年度実績より低下しており、改めて納期平準化の実態やさらなる取組みの必要性について関係部署に周知を図るとともに、目標達成に向け引き続き取組みを推進していく。

週休2日対象工事の実施状況

(1) 発注機関目標値： ー

取組内容： 実施困難工事(※)を除き、全ての工事を週休2日対象工事で発注。

(経緯)	H30. 7	<u>週休2日を導入</u> (受注者希望方式のみ導入) ・ 対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
	R1. 7	<u>発注者指定方式を追加</u> ・ 対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
	R3. 10	<u>対象工事を変更</u> ・ 全ての工事を対象とし、原則、発注者指定方式とする。(※)

- (※)
- ・ 以下のいずれかに該当する場合、発注者指定工事の対象としない場合がある。
    - ① 供用(完成)時期に影響する場合
    - ② 早期の解除が求められる長期間の交通規制を伴う工事
    - ③ 災害復旧工事等

令和5年2月10日

# 工事関係様式の標準化・統一化

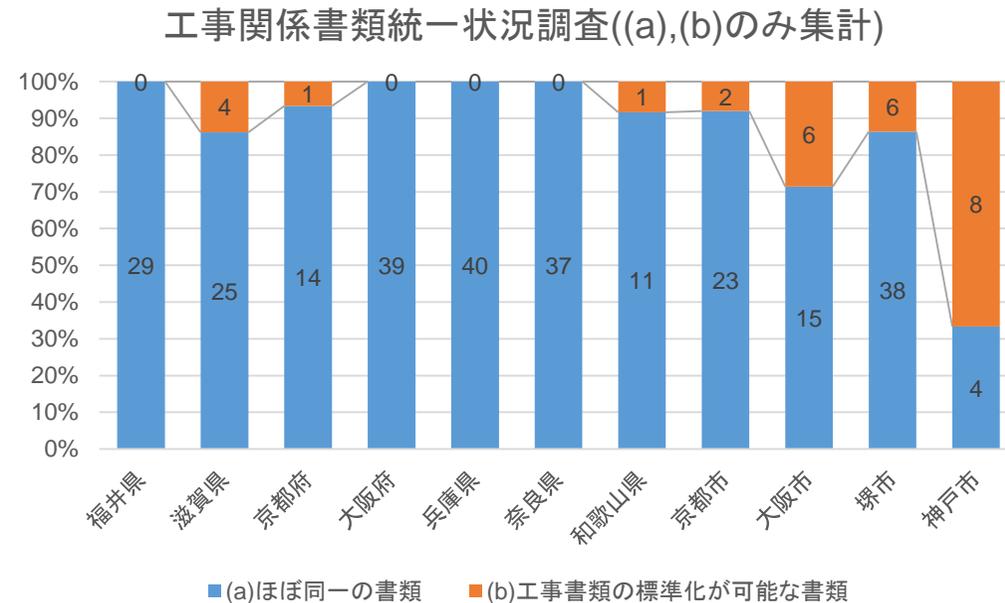
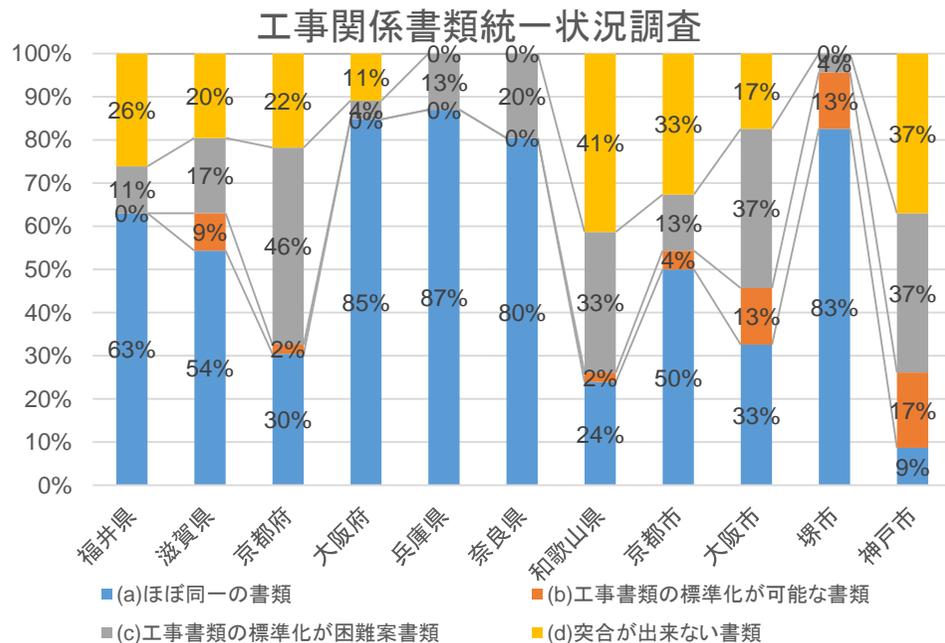
---

# 工事関係書類統一について

3府県については、統一化が完了している。残りの府県政令市については、「(b) 工事書類の標準化が可能について」が一部あり、更なる統一化が必要。

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
(a)ほぼ同一の書類	29	25	14	39	40	37	11	23	15	38	4
(b)工事書類の標準化が可能な書類	0	4	1	0	0	0	1	2	6	6	8
(c)工事書類の標準化が困難な書類	5	8	21	2	6	9	15	6	17	2	17
(d)突合が出来ない書類	12	9	10	5	0	0	19	15	8	0	17

アンケート結果を基に書類簡素化を反映して事務局で再集計している。



## 令和5年度取組内容(案)

- (1)統一化が完了していない府県政令市においては、「(b) 工事書類の標準化が可能について」は、「(a)ほぼ同一化」になるように引き続き取り組みを行う。また、(c)、(d)が多い府県政令市については、再度精査をお願いします。
- (2)実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有を行う。

令和5年2月10日

# 建設現場一斉閉所について

---

# 建設現場一斉閉所に関するアンケート結果

府県政令市	(1)既に府県政令市単位で建設現場一斉閉所に取り組んでいるか。	(2)取組に協力できるか、取組にあたり何か問題があるか。または、どのような条件ならば対応できるか。何か問題があるか。
福井県	一斉閉所については取り組んでいない。	福井県では、原則全ての工事について週休二日に取り組んでいるが、災害復旧工事や現場条件に影響のある工事については週休二日の対象工事としていない。 現場一斉閉所となると、災害復旧工事等についても閉所する必要があるため、住民の理解が得られない恐れがある。
滋賀県	取組無し	すでに土日固定の週休二日制を導入しているため、土日での閉所であれば対応可能です。 ただし、現場条件等により土日以外を固定して閉所している現場を除く必要があります。
京都府	取組無し	京都府として建設現場一斉閉所の取組への協力は可能。 ただし、現場毎に実施可能な期間が制限されるなど状況が異なるため、日にちを指定しての一斉閉所を義務とするまでは難しいと考えます。 週休二日制の取組み工事において、計画工程の作成時に配慮するなど、努力目標として一斉閉所の取組日を考慮するよう、特記仕様書等で定めることは可能です。
大阪府	取組なし。 ただし、4週8休について全発注工事の98%で実施 (単価契約等緊急工事を除く)	取組への協力については、業界、特に小規模事業者の理解が得られるかが課題。
兵庫県	取組無し	建設現場一斉閉所の取組に協力したい。 以下、協力にあたっての依頼事項 ①本県では最終請負金額が250万円未満の少額工事や緊急工事などは週休2日制度の対象外としており、建設現場一斉閉所の対象外となる要件を明示いただきたい。 ②工程上、土日施工がやむを得ない場合もあるため、取組が出来なかった場合のペナルティは無しとしていただきたい。
奈良県	取組無し	現段階では取組に協力できない。実施にあたり業者の理解が必要。 取組内容について、業界団体や業者向けの説明会を国の方で開催・周知を行っていただければ対応は可能。
和歌山県	未実施	月一程度、年2回程度ならば可 (市町村との調整も必要)
京都市	取組無し	取組について協力したい。 学校の改修工事等、施設運営と並行して工事を進めなければならない居ながら工事は、現時点では実施が難しいと考えているが、その他の工事については、実施していきたい。 雨天による休工が多くなる梅雨の時期や繁忙期となる年度末の時期は避けてもらえるとう難い。
大阪市	一斉閉所は行っていません。	取組みについて、協力したいと考えていますが、工事内容や市街地施工に伴う地元の要望・調整や万博関連工事など、工事ごとに施工状況が異なるため、一斉閉所を前提としつつも、適用除外もあり得るとする運用でなければ、対応は難しいと考えています。 また、単純に工事を止める日と市民に曲解された場合に、一斉閉所日でも施工を行う必要がある工事に対して、市民から苦情が出ることが懸念されます。
堺市	取組無し	緊急対応等工事や工程余裕のない工事を除いた取組であれば、協力可能と想定される。
神戸市	取組無し	条件が合えば協力が可能です。しかしながら、関係機関との協議でやむを得ず一斉閉所日に作業をしなければならぬ場合(例として橋梁の架設や撤去工事、学校が休みの時の施工など)があり対応が困難であることも考えられます。一斉閉所日を設定する際の日程調整及び関係者へのかかり余裕を持った周知・依頼期間が必要になると思われれます。

# 近畿地方整備局管内の現場一斉閉所の取組について

## 建設業の更なる『働き方改革』を推進するため、令和5年4月より新たな取組み「建設現場一斉閉所」を実施

### 【目的】

- 建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題。
- 発注者協議会においても令和6年4月の時間外労働規制の導入に向け、公共工事における週休2日の実現に向けて取り組んでいるが、全ての工事にまで浸透していない状況。
- 週休2日の推進のため、建設工事現場の一斉閉所に取り組むもの。

### 【実施機関】

- 当面は近畿地方整備局、管内の府県、政令市とする。
- その他国の機関、特殊法人等は、準備や現場への周知が整ったら順次取り組んでいただきたい。
- 各地域発注者協議会等を通じ、所属自治体へ周知等をお願いし、準備や現場への周知等が整った自治体（市町）から順次取り組んでいただきたい。

### 【対象工事】

- 対象工事は近畿ブロック発注者協議会に参加する機関が発注した公共工事（小規模工事除く）。  
注）ただし、災害復旧工事、通年維持工事などの工期や現場条件等で制約のある工事を除く。
- 閉所出来なくてもペナルティはない。

### 【協力】

- 各関係団体にも協力を求めていく。府県においても関係団体への周知をお願いしたい。

### 【その他】

- フォローアップ調査（実施率、アンケート）を実施

近畿地方整備局管内で実施

建設業のさらなる働き改革推進のため

# 建設現場一斉閉所

令和5年4月より

## 毎月第2土曜日

### 近畿地方整備局管内の 公共工事を一斉にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やしより働きやすい環境をつくるため、取り組みます。



近畿ブロック発注者協議会：【国土交通省 近畿地方整備局/福井県/滋賀県/京都府/大阪府/兵庫県/奈良県/和歌山県/京都市/大阪市/堺市/神戸市/その他構成団体】  
※ 災害復旧工事などの一部の工事を除きます。

## 令和4年度 業団体との意見交換会における自治体への要望

### 1. ○○協会

#### (1) 舗装施工管理技術者資格（1級、2級）の活用

都道府県、地方主要都市等においても舗装施工管理技術者資格（1級、2級）を活用していただくように、国からも働きかけをお願いします。

※舗装施工管理技術者制度：平成6年創設、7年から実施。25年間に1級・2級併せて約7万1千人が合格し、現在約5万人が舗装施工管理技術者として登録。予定技術者の能力評価の対象としていただくようお願いします。

#### (2) 年間を通じた工事の平準化

工事の平準化については、契約している工事本数や契約金額による平準化ですと、工事ごとの現場施工のピークなどは考慮されません。変更の可能性も踏まえた工期末の分散など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう、新たな指標の検討をお願いします。

### 2. ○○協会

#### (1) 総労働時間の削減

週休2日の完全実施を実現するため、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、国土交通省と同様な施策が必要です。そのためには、発注者指定型の週休2日工事発注について、各管内のブロック発注者協議会などの場において他の発注機関への取組みの周知をお願いします。

### 3. ○○協会

#### (1) 市町に対する要請・指導

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保のため、○○県と一体となって、次の市町に対し強く是正を要請されるようお願いします。

- ①最低制限価格が積算の70%強で適正利潤を見込めない市町
- ②予定価格を事前公表している市町
- ③最低制限価格等の算定式を公表していない市町
- ④前払限度額を設定している市町及び中間前払金制度を導入していない市町

#### (2) 改正品確法に基づく建設産業行政の推進について

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」の運用により、発注関係事務の改善は着実に進んでおります。

このような中、優れた技術を持ち、真面目に企業経営に取り組んでいる当協会会員企業が活躍できる環境を整備するため、次の点に特段のご配慮をお願いします。

①発注関係事務の運用に関する指針の徹底

担い手の中長期的な確保・育成のための適正利潤が確保できる予定価格の設定、ダンピング受注の防止、計画的な発注、適正な工期設定、適切な設計変更など公共調達を巡る様々な課題の解決に向けて、担い手三法に基づく建設産業行政が全ての発注機関、特に市町で確実に実施されるよう働き掛けの強化をお願いします。

(3) 適正利潤の確保

①ランダム係数を乗じて最低制限価格を設定している自治体があります。

このランダム係数は、改正品確法の本質にも反するものであり、この制度を導入している地方公共団体に対し、廃止又は見直しについて要請されるようお願いします。

(4) 法定福利費の地方公共団体、民間事業者の指導

法定福利費については、確実に設計に反映されるよう地方公共団体、特に民間事業者への指導をお願いします。

## 4. ○○県建設業協会

(1) 地方公共団体への指導・協力体制について

建設業法や入契法、品確法をはじめとする国で定められた法律や施策が地方自治体、特に市町村においてはなかなか浸透していません。以下の点について、検討をお願いします。

①建設業法・入契法・品確法の改正があり、数年が経ちますが未だ地方自治体には浸透して無いのが現状です。地方自治体に対し、再度周知をお願いします。

②5か年加速化対策も2年目となりましたが○○県においては発注増が確認できません。奈良県内の地方自治体でも使いやすい施策となるよう、国、地方自治体が一体となって対策を立て施策を推進していただきますようお願いいたします。

# 近畿地方整備局からの情報提供

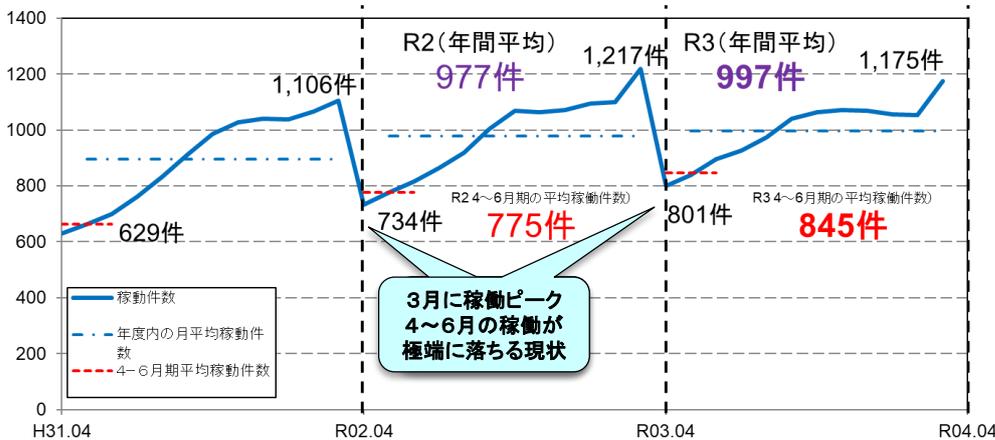
---

# 施工時期の平準化について

# 施工時期の平準化について

適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

## 直轄工事の稼働状況



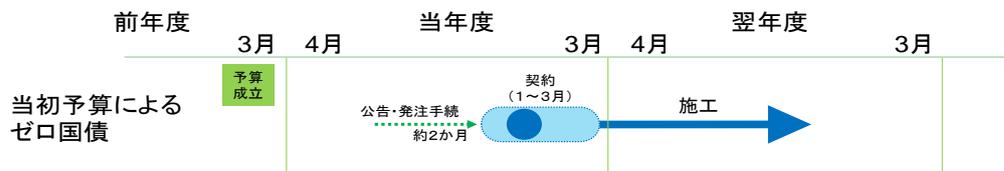
## 平準化に向けた取組み

### ①2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を維持

### ②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定

平準化に資する『ゼロ国債』を昨年度より引き続き設定



### ③地域単位での発注見通しの統合・公表

国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、**市町村を含めた250機関全てを実施**

(令和元年7月)

#### ※滋賀県内の発注の見通し

- 平成31年3月1日以降に公告する見込みの工事を記載しています。
- 予定価格が250万円を超える「土木」、「建築」の工事を記載しています。
- ここに記載する内容は、平成31年3月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。各発注機関毎の情報更新頻度は「※注意事項」の通りです。
- 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお問い合わせください。

□各発注期間の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

近畿地方整備局	近畿財務局	奈良国立博物館	滋賀県
近畿運輸局	大阪国税局	京都国立近代美術館	
大阪航空局	近畿経済産業局	国立国際美術館	
第五管区海上保安本部	近畿管区警察局	奈良文化財研究所	
第八管区海上保安本部	独立行政法人水資源機構 関西支社	奈良県立・博物館関係機関等連絡 大阪支社	
近畿農政局	西日本高速道路(株)関西支社	都市再生機構 西日本支社	
近畿中国森林管理局	本州四国連絡高速道路(株)	日本原子力研究開発機構	
近畿中部防務局	阪神高速道路(株)	日本水産資源振興公社・中国総合事務所	
近畿地方環境事務所	新関西国際空港(株)		
大阪高等裁判所	京都国立博物館		

□追加の発注機関一覧(ページへ飛ぶことができます。)

大津市	豊後市	野洲市	米原市	犬上郡豊郷町
彦根市	守山市	彦根市	蒲生郡日野町	犬上郡甲良町
長浜市	栗東市	高島市	蒲生郡亀玉町	犬上郡多賀町
近江八幡市	甲賀市	栗東市	豊知郡愛宕町	

### ④地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**

発注者協議会等において要請

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

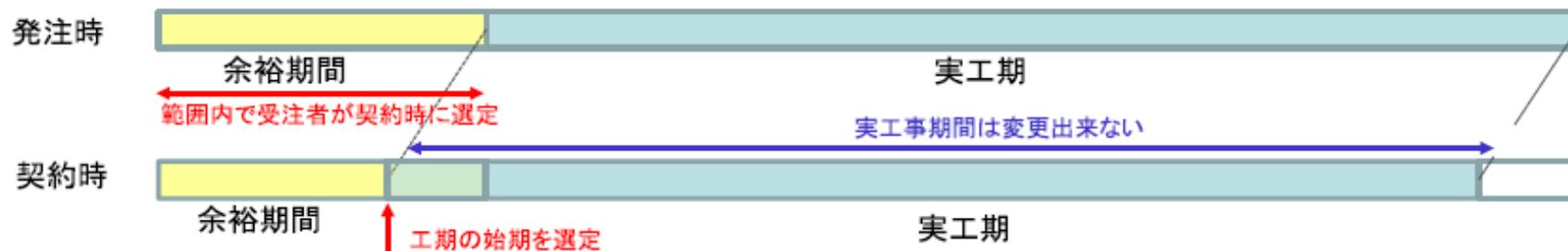
# 余裕期間制度

## 余裕期間制度

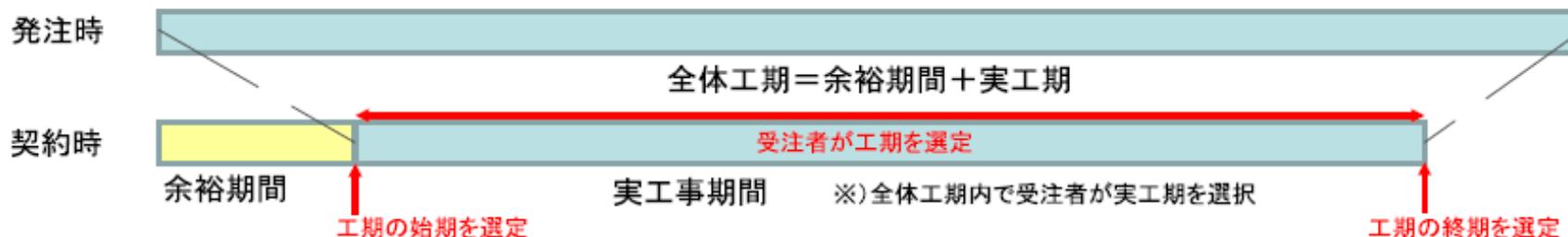
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さは、6ヶ月を超えない範囲で設定。
2. 余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない。  
現場に着手してはならないが、現場に搬入しない資材等の準備は可能。
3. 実工事期間には、準備・後片付け期間を含む

# 週休2日確保に向けた取組

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行 ⇒ 時間外労働規制を見直し
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

## 改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時的必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	≪同左≫ <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;">                         罰則:雇用主に                          6か月以下の懲役                          又は                          30万円以下の罰金                     </div>
36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)  (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	≪労働基準法改正により法定:罰則付き≫ (1) ・原則、 <b>月45時間</b> かつ <b>年360時間</b> (月平均30時間)・・・第36条第4項 ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ① <b>年720時間</b> (月平均60時間)・・・第36条第5項 ② <b>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</b> a.2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)・・・第36条第6項第3号 b. <b>単月100時間未満</b> (休日労働を含む)・・・第36条第6項第2号 c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限・・・第36条第5項  (2)建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用・・・第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以降 <u>一般則を適用</u> 。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)② a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ……第139条第1項  <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時的必要性がない場合は対象とならない</small>

# 建設業も令和6年4月より罰則付きに

労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用されます。また、品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置づけられました。

## 建設業の事業主の皆様へ

### 令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます

- ・ 所定労働時間の枠組みの見直し
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 週休2日制の推進
- ・ 適正な工期の設定
- ・ 人材確保と育成 など

今から取り組んでいきましょう!

## 「働き方」が変わります!!

主な変更内容は・・・

(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です。)

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ 1年間の時間外労働は**720時間以内**
- ・ 1か月の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

※例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
- ・ 2～6か月平均80時間以内

この2つの規制は令和6年4月1日以降も**適用されません。**

東京労働局 東京労働局・労働基準監督署(支署) 2022.1

## 令和5年4月1日から 中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50%  
中小企業は 25%

(令和5年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに 50%  
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

〇「下請たたき」は禁止されています!

著しく短い工期を設定するなどの行為(いわゆる「下請たたき」)は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。

```

graph LR
    A[下請 負人] -- 相談 --> B[労働基準 監督署]
    B -- 取次ぎ --> C[国土交通省]
    C -- 調査・指導 --> D[元請 負人]
  
```

(※ 下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)

元請事業者の皆様におかれましては、協力会社の長時間労働削減にもご配慮をお願いいたします。

第13次東京労働局労働災害防止計画(2018年度～2022年度)推進中

**Safe Work TOKYO** "Safe Work TOKYO"の下  
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」を  
キャッチフレーズに計画を推進しています。

# 【概要】働き方改革実現に向けた現場閉所による週休2日

- 令和4年度より維持工事等を除くすべての工事で、現場閉所による週休2日工事を発注者指定型へ
- さらに、若手入職促進・魅力ある建設業を目指し、他産業と同様に土日祝を定休とする新たな取り組みとして、土日閉所指定型を試行。

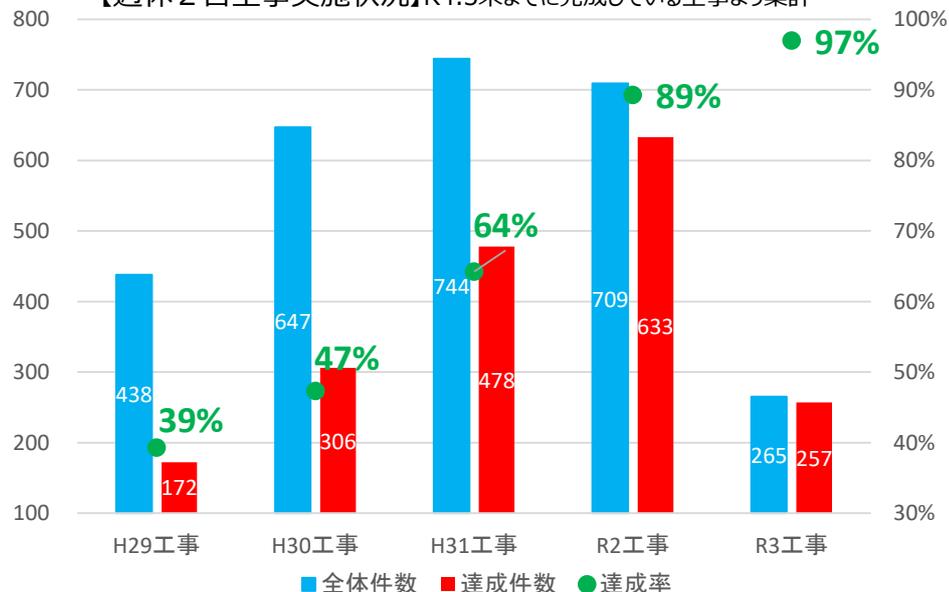
## 【近畿地整における週休2日取得の取り組み】

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
  - 「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の活用
  - 「工期設定支援システム」の活用
  - 工期設定の条件明示
  - 工事工程の受発注者間共有会議開催
  - 余裕期間制度の活用
- 概略工事工程表の明示
- 施工条件の明示試行(チェックシートや施工条件図)
- 設計変更時の条件明示

## ■ 週休2日標準化への運用方針

	R4	R5(案)	R6(案)
土日閉所指定型 (定休4週8休以上)	予定価格3億円以上の一般土木等工事	予定価格●億円以上の全ての工事	原則、全ての工事で適用
発注者指定I型 (4週8休以上)	原則すべての工事 (土日閉所指定型以外)	予定価格●億円未満の全ての工事	-
発注者指定II型 (4週6休以上)	土日閉所指定型・ 発注者指定I型によりがたい工事	-	-

【週休2日工事実施状況】R4.3末までに完成している工事より集計



## ■ 週休2日を考慮した労務・機械賃料・間接費の補正を継続

(R4年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

- 土木工事標準単価、市場単価も補正を継続 (市場単価方式は、工種に応じた補正を実施)

	現場閉所			現場閉所4週8休以上 かつ 土日祝の現場閉所率が8割以上
	4週6休	4週7休	4週8休	
<b>土日閉所指定型</b> (予定価格3億円以上の一般土木等工事)				<b>【現場閉所4週8休以上の達成 かつ 土日祝の閉所達成8割以上が原則】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場閉所率が4週8休に満たない場合は減額。</li> <li>土日祝の現場閉所率の基準達成で<b>最大加点</b>。</li> <li>現場閉所率のみ達成は<b>部分加点</b>。</li> <li>取り組み姿勢により減点</li> </ul>
<b>発注者指定Ⅰ型</b> (原則すべての工事)			<b>【現場閉所4週8休以上の達成が原則】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場閉所率が4週8休に満たない場合は減額。</li> <li>現場閉所率の基準達成で<b>部分加点</b>。</li> <li>取り組み姿勢により減点</li> </ul>	
<b>発注者指定Ⅱ型</b> (上記によりがたい工事)	<b>【現場閉所4週6休以上の達成が原則】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成状況により各経費を補正し変更する。</li> <li>現場閉所率の基準達成で<b>部分加点</b>。</li> <li>取り組み姿勢により減点</li> </ul>			

## 【土日閉所指定型】※R4より

- 費用は、従前のおり現場閉所率 28.5%以上で補正。(閉所曜日は指定せず、現場閉所率で判断)

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所日(曜日指定なし)}}{\text{確認対象期間}} = 28.5\% \text{以上}$$

- 成績は、確認対象期間内の土日祝における現場閉所割合が、8割以上で最大加点。

$$\text{土日閉所率} = \frac{\text{土日・祝日現場閉所日}}{\text{土日・祝日総日数}} = 80.0\% \text{以上}$$

# 積算等基準の見直し(工事)

# 低入札価格調査基準の見直し(工事)

## ■低入札価格調査基準の見直し

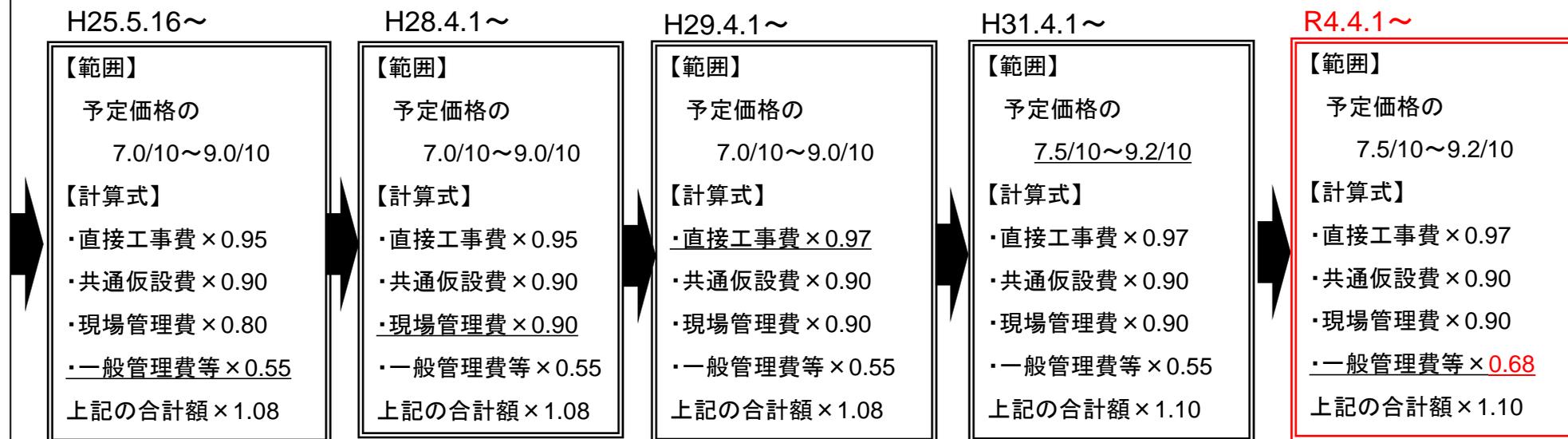
### 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

### 低入札価格調査基準の計算式の改定について

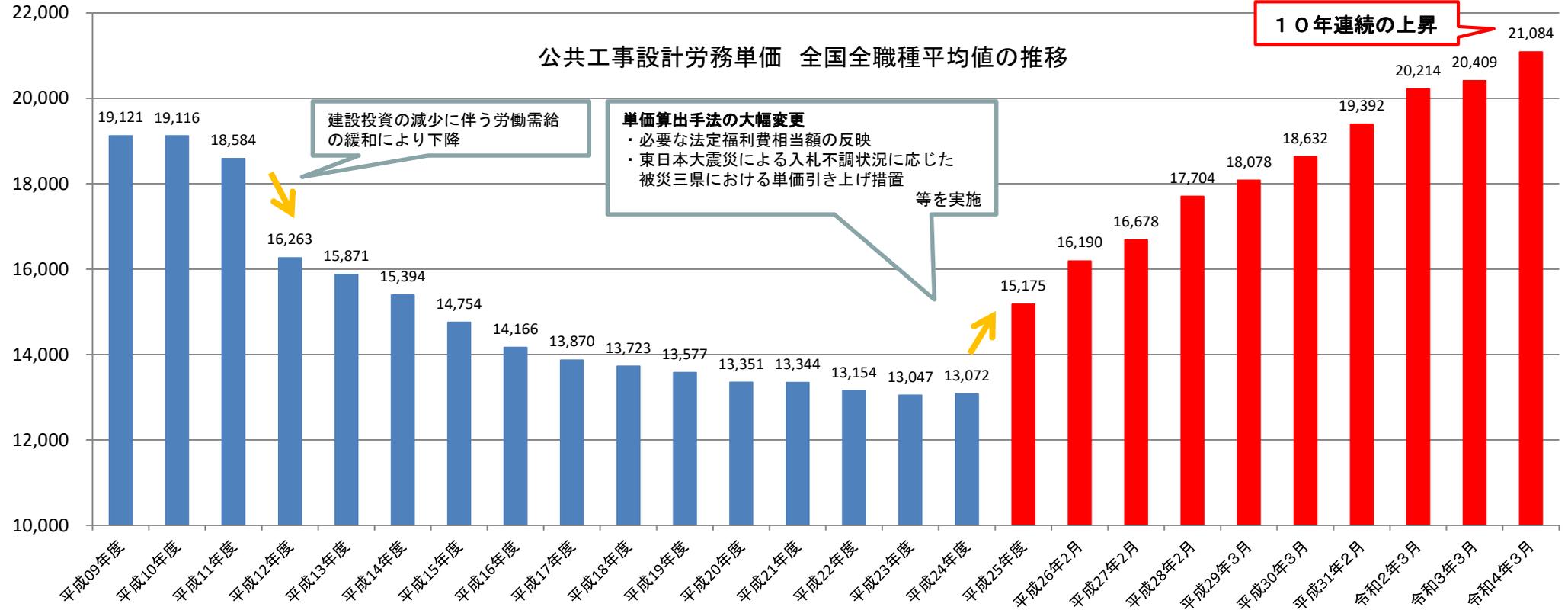
○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。

「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」



・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



10年連続の上昇

建設投資の減少に伴う労働需給の緩和により下降

単価算出手法的大幅変更  
 ・必要な法定福利費相当額の反映  
 ・東日本大震災による入札不調状況に応じた被災三県における単価引き上げ措置等を実施

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

全国	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	+57.4%
近畿	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+12.1%	→ +6.0%	→ +2.1%	→ +5.1%	→ +1.4%	→ +1.6%	→ +3.6%	→ +2.3%	→ +1.4%	→ +2.6%	+45.0%
全職種	+12.3%	→ +6.4%	→ +2.8%	→ +3.5%	→ +2.7%	→ +1.2%	→ +2.9%	→ +3.0%	→ +1.4%	→ +2.4%	+45.8%

# ICT施工における積算基準の拡充

## ICT施工のフロー



## 現 行

項 目	計上項目	積算方法
① 3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収 による積上げ
② 3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収 による積上げ
③ ICT建機施工 (保守点検)	直接工事費	損料または賃料
	共通仮設費	算定式 による積上げ
(システム初期費)	共通仮設費	定額 による積上げ
④ 3次元出来形管理	共通仮設費	率計上 (通常工事と同率)
⑤ 3次元データ納品	共通仮設費	率計上 (通常工事と同率)
その他 社員等従業員給与手当や外注経費等	現場管理費	率計上 (通常工事と同率)

## 改定 (案)

積算方法の改定	
見積徴収	
見積徴収	
市場の単価を反映	
算定式	
定額	
補正係数の設定	共通仮設費補正 1.2
補正係数の設定	
補正係数の設定	現場管理費補正 1.1



※直接工事費 約1億円の河川工事の場合、  
工事価格 約153百万円→約155百万円 (約200万円:1.3%)増 (ICT建機賃料の改定含む)

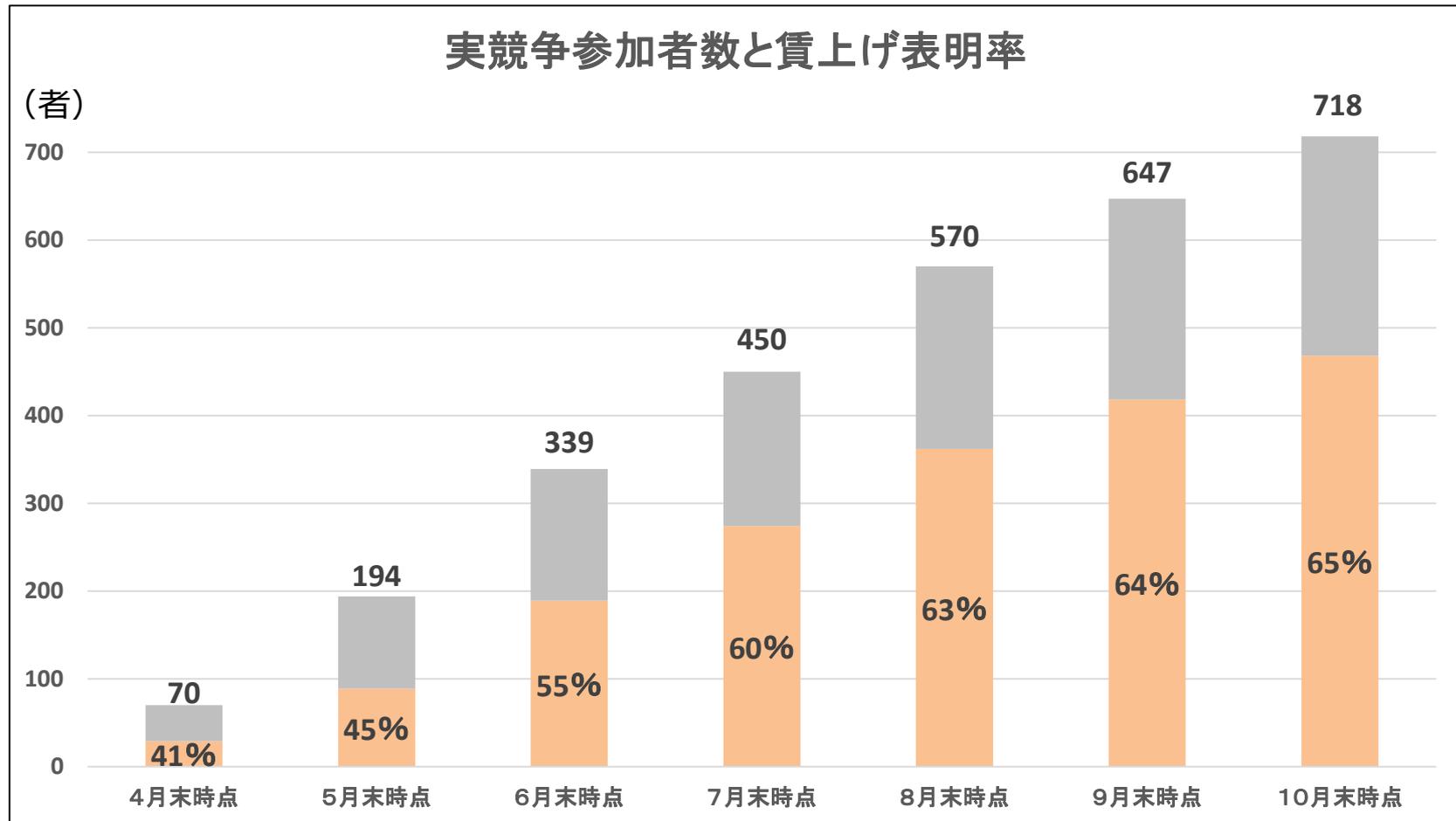
# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の実施状況について

- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。10月末までで347件の工事※が対象。
- 全工種合計で、実競争参加者のうち6割超(65%)、実績確認の対象となる落札者のうち約7割超(75%)が賃上げを表明。

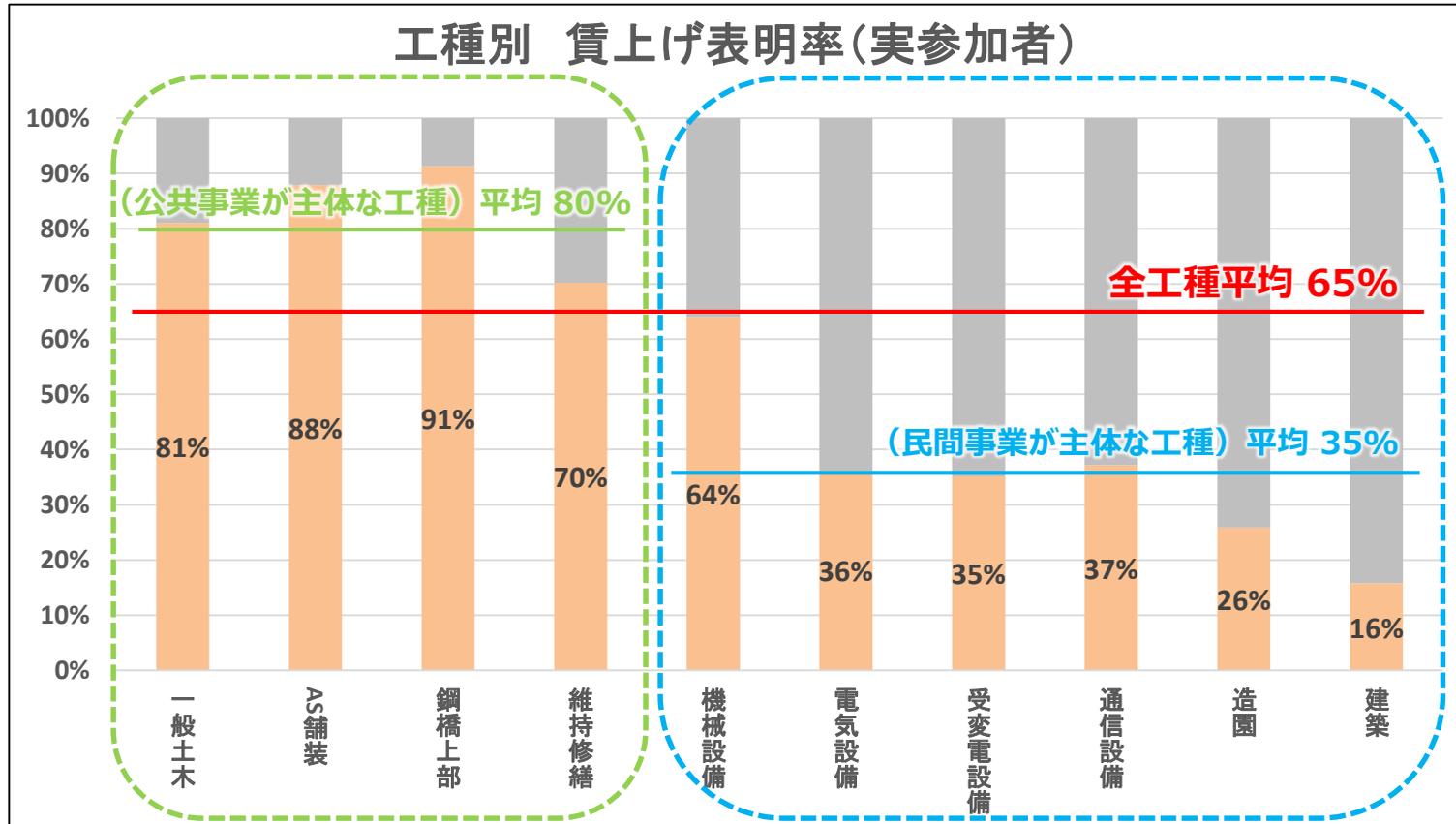
	件数・者数
対象工事件数	347件
のべ競争参加者数	2,940者
実競争参加者数 (重複する参加者を除いた参加者数)	718者
うち、賃上げ表明者数	468者 (約65%)
実落札者数 (重複する落札者を除いた落札者数)	245者
うち、賃上げ表明者数	184者 (約75%)

※令和4年4月1日以降の契約案件であっても、入札手続きの開始時期が早く本制度対象外の工事あり。

○令和4年4月の制度導入開始以降、10月までに実競争参加者に占める賃上げ表明者の割合は漸増傾向。徐々に制度が浸透し、表明率が上がっていると推測される。



- 全工種平均 約65%の賃上げ表明率に対し、
  - ・表明率の高い工種：一般土木(81%)、アスファルト舗装(88%)、鋼橋上部(91%)
  - ・表明率の低い工種：造園(26%)、建築(16%)、電気設備関係
- 公共需要の占める割合が高いと想定される工種は総じて表明率が高い(約80%)
- 比較的民間需要の割合が高いと想定される工種は、表明率が低い傾向(約35%)

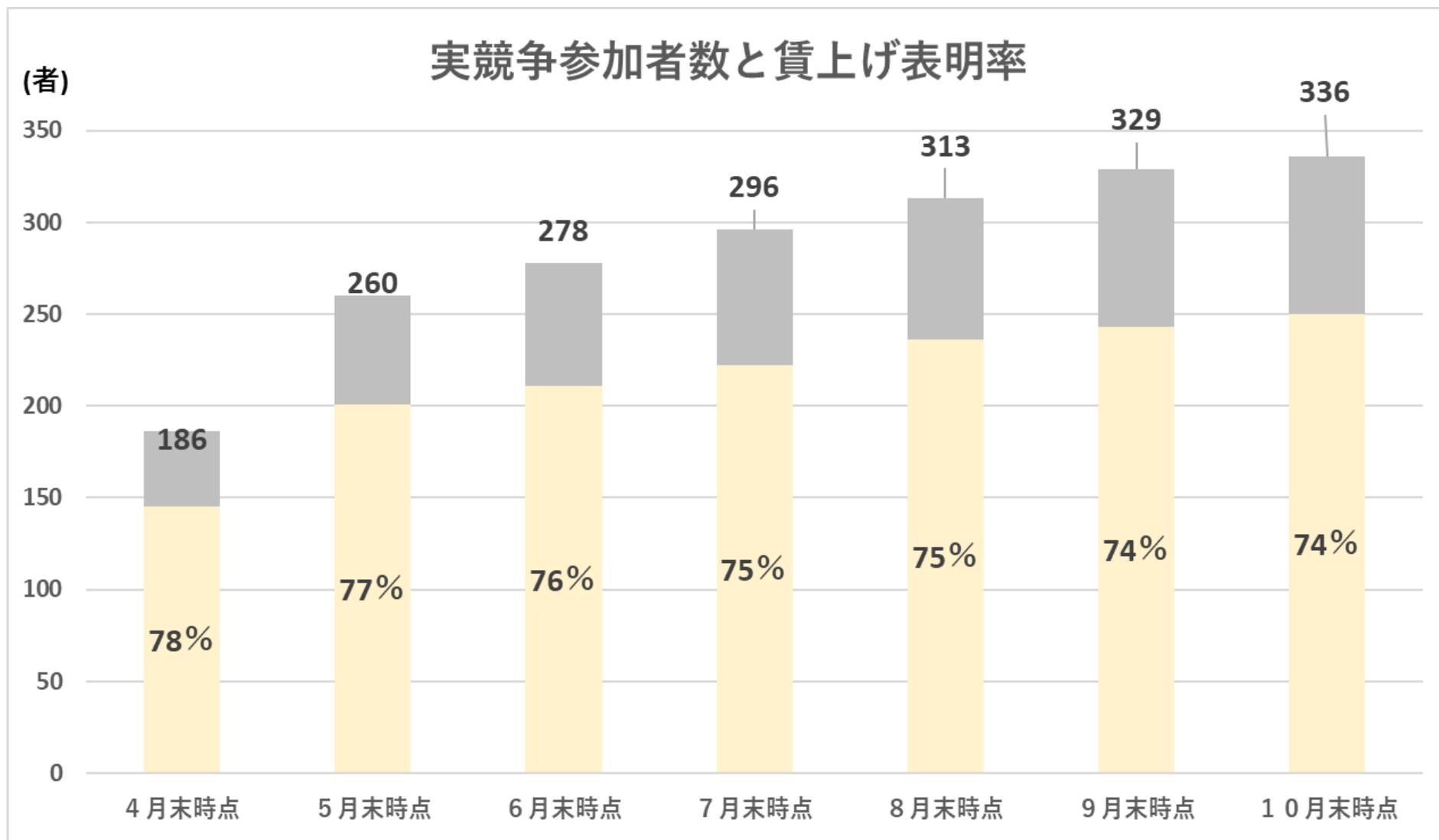


- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。10月末までで439件の業務※が対象。
- 全業種合計で、実競争参加者のうち7割超(74%)、実績確認の対象となる落札者のうち約9割(93%)が賃上げを表明。

	件数・者数
対象業務件数	439件
のべ競争参加者数	2,566者
実競争参加者数 (重複する参加者を除いた参加者数)	336者
うち、賃上げ表明者数	250者 (約74%)
実落札者数 (重複する落札者を除いた落札者数)	129者
うち、賃上げ表明者数	120者 (約93%)

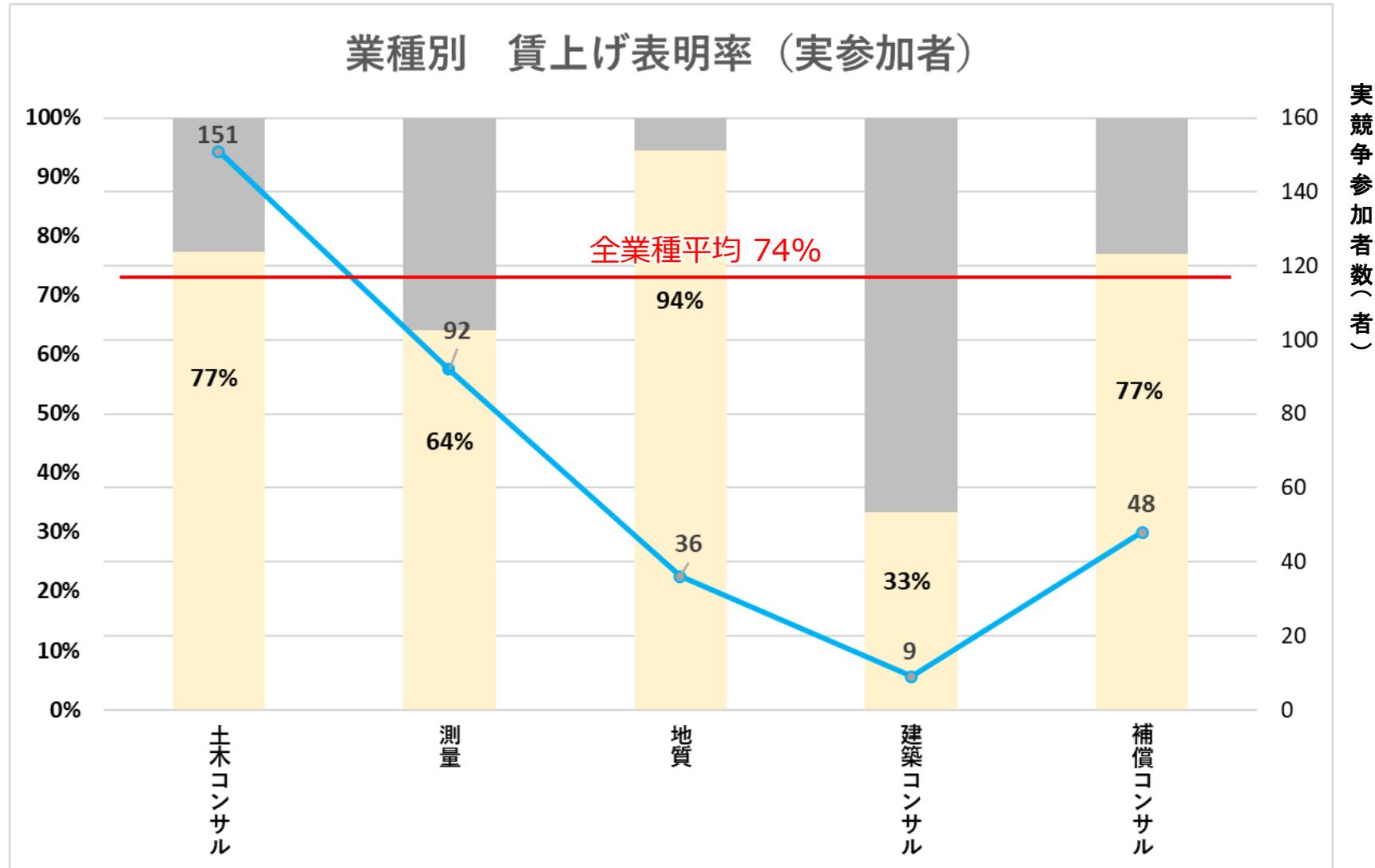
※令和4年4月1日以降の契約案件であっても、入札手続きの開始時期が早く本制度対象外の業務あり。

○令和4年4月の制度導入開始当初から、7割を超える企業が賃上げを表明しているが、割合は横ばい傾向。



# 【業種別評価】実競争参加者に占める賃上げ表明率

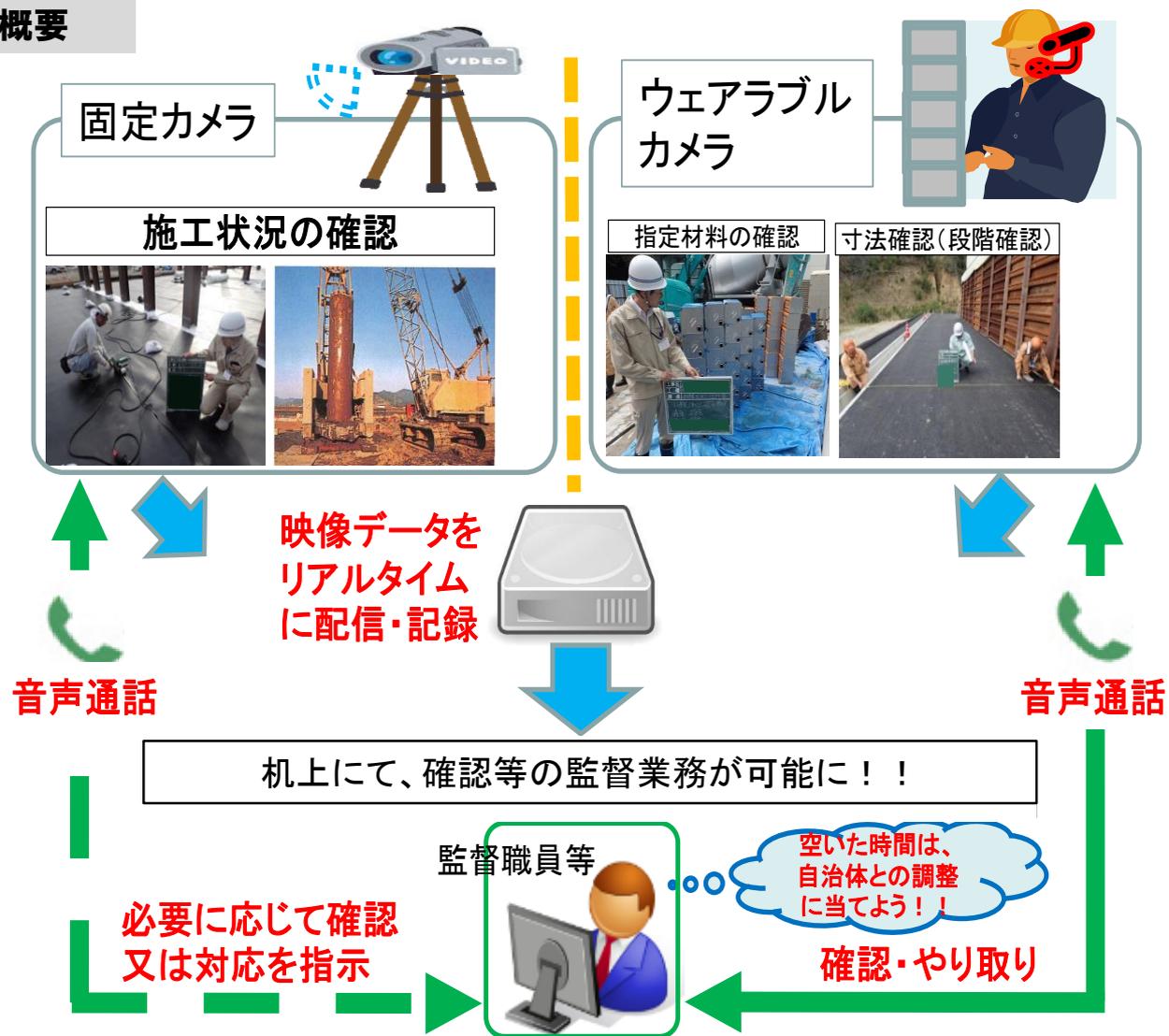
- 全業種平均 約74%の賃上げ表明率に対し、比較的民間需要の割合が高い建築コンサルタント業務は33%となっており、表明率が低い傾向。
- 競争参加者数の多い土木コンサルタント業務及び測量業務において、非表明者のうち中小企業が占める割合が97%となっており、賃上げ表明率の向上には中小企業における取組が必要。



# 建設現場における遠隔臨場について

- R2年度R3年度と、遠隔臨場の試行要領(案)、監督・検査試行要領(案)を策定し試行を実施。
- R4年度は、建設現場における遠隔臨場に関する実施要領を策定(R4.3)し、原則全ての工事に適用して実施する。
- 通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になる現場はこの限りではない。

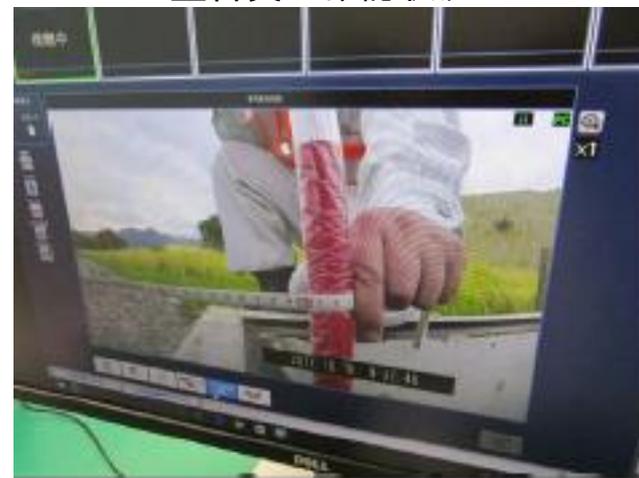
## 概要



## 実施状況



監督員の確認状況



現地の測定状況をモニターに映す

## ■ 概要

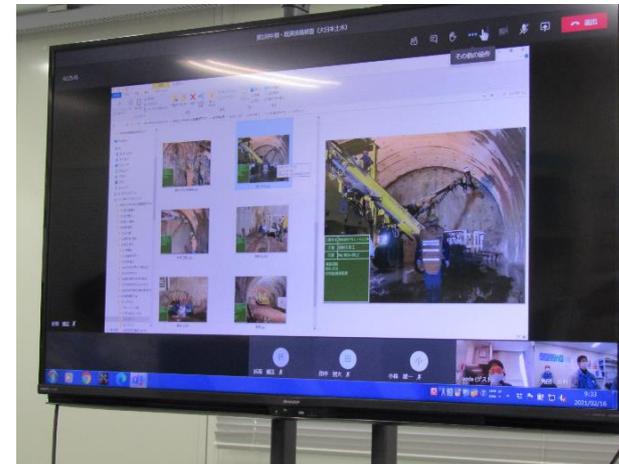
・豊岡道路戸牧トンネル工事（本官工事）の既済部分検査において、緊急事態宣言が発令されていることから、通常は臨場により実施される工事検査を新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、オンラインによる遠隔検査により実施しました。



遠隔検査による書面検査実施状況（現場事務所）



遠隔検査による書面検査実施状況（現場事務所）



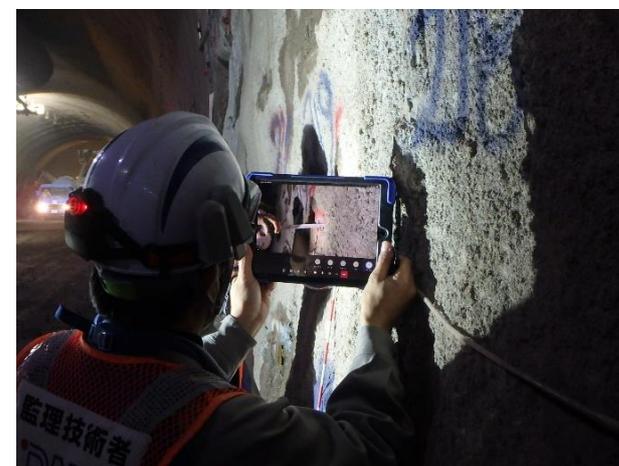
遠隔検査による書面検査実施状況（現場事務所）



遠隔検査による出来形検査実施状況（現場）



遠隔検査による出来形検査実施状況（現場）



遠隔検査による出来形検査実施状況（現場）

〈試行工事概要〉

工期	R3.10.16～R4.9.30
試行期間	R4.3.4～R4.9.30
工事内容(主工種)	仮橋工(W=12.0m、L=114m) (鋼管杭 53本、H鋼杭 18本、床版 1,544m <sup>2</sup> 、鋼材426.4t) 左岸土工(L=128m、盛土9,050m <sup>3</sup> ) 右岸土工(L=80m、盛土4,000m <sup>3</sup> )
事務所	木津川上流河川事務所
受注者	(株)大本組

〈試行内容〉

映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム	遠隔臨場による確認項目	工夫した点
<p>「記録」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェアラブルカメラ 『Safie Pocket2』</li> </ul> <p>「配信」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用システム 『Safie Pocket2』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集水樹蓋の材料確認</li> <li>・Gr支柱箱抜きの出来形確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用のウェアラブルカメラを採用し、簡単な操作で遠隔臨場を行うことを可能にした。</li> <li>・映像と音声をクラウドに自動保存することで、後日でも検査内容の確認及び資料の整理を可能とした。</li> </ul>

〈現場の声〉

●施工者（受注者）

〈効果〉

- ・立会時の移動時間が削減でき、決まった時間に立会を開始できるので仕事の効率が向上した。
- ・映像、音声クラウド上に残るので、書類整理時等の内容の確認が容易にできた。

〈課題〉

- ・通信環境の悪い場所では通信が途切れることがあった。
- ・レベルなどの器械を覗いて数値を確認する検査等への適用が難しい。
- ・通常の立会よりもカメラ担当が必要となるため人員が必要となる。

●監督員（発注者）

〈効果〉

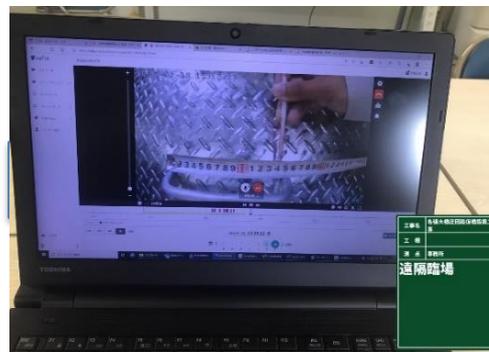
- ・往復の移動時間が削減できるとともに、移動により発生するCO<sub>2</sub>を削減する効果もあると思われる。また、所内にて複数名での確認が可能。
- ・確認時の映像等がパソコン、スマートフォン等に残せる為、資料作成時等の必要となった場合に容易に取り出すことができた。

〈課題〉

- ・使用ソフトによるものか、操作に不慣れであったためか不明だが、映像のみで音声が聞き取れないことがあった。（携帯電話にて対応）
- ・広範囲での確認ではスケールの目盛り等の確認がしにくい、レベル等の器械を覗いての確認やブルフローリング等の状況確認等には不向きであると感じた。



【立会状況（現場側）】



【工夫が分かる写真（機器、方法など）】



【立会状況（監督側）】



【工夫が分かる写真（機器、方法など）】

## ポイント 遠隔臨場が初めての受注者でも安心して取り組めるよう、現場の声を紹介

- 令和4年度からの制度化にあわせて、令和3年度まで試行に取り組んでいない受注者や、スムーズに試行が出来なかった受注者に対して、これまでの試行で工夫した事例を「活用事例集」として作成。
- 事例集では、遠隔臨場の取組みにあたり、受注者が工夫した点や試行を通じて感じた効果、課題など、現場の生の声を掲載。今後も継続して普及に努めるとともに、受発注者の業務効率化の促進を目指します。

### 北勢国道事務所 令和元年度北勢BP坂部トンネル工事

※事例集は30件程度

#### 〈試行工事概要〉

工期	R2.3.18～R4.3.20
試行期間	R2.6.20～R4.3.30
工事内容 (主工種)	工事延長L=980m トンネル工 1式 掘削工 L=177m 覆工 L=402.7
事務所	北勢国道事務所
受注者	大日本土木(株)

#### 〈試行内容〉

映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム

「記録」  
・ウェアラブルカメラ (スマートフォン 他)  
「配信」  
・ASP (ASPer)  
・Web会議システム (ASPerLive)

#### 遠隔臨場による確認項目

- ・トンネル支保工の出来形確認 (吹付けコンクリート厚さ確認など)
- ・トンネル支保工の品質確認 (ロックボルト引抜き試験状況確認など)
- ・覆工およびインパートの出来形確認 (コンクリート出来形寸法確認など)
- ・覆工およびインパートの品質確認

#### 工夫した点

- ・現場の立会や段階確認等の監督行為の負担軽減
- ・昼夜作業を実施するため、立会のための時間調整や施工サイクル変更などの時間的ロスの軽減

- ・試行で使用した機器
- ・遠隔臨場した確認事項
- ・工夫した点を記載



【立会状況 (現場側)】



【工夫が分る機器・システム (方法など)】



【立会状況 (監督側)】

#### 〈現場の声〉

##### ●施工者 (受注者)

- 〈効果〉
- ・夜間作業実施時にも立会を実施できるなど、時間的制約が軽減され生産性が向上した。
  - ・撮影データがクラウドに保存されるため、立会后に状況を再確認することができた。
  - ・工状況確認では、トンネル掘削作業が終了してからの確認となるため、立会時間を予め確定することが出来なかったが、遠隔臨場による時間的制約を軽減できた。
  - ・切羽判定 (段階確認) 時は、多くの発注者監督員が臨場するため密になり易いが、遠隔臨場により必要最小限の人数による臨場とすることができ、感染防止対策を図れた。
  - ・材料搬入数量及び使用 (空袋) 数量確認は、数量が多く立合回数が多かったため、遠隔臨場によることで、立会の待機時間がなく、業務の効率化を図れた。
- 〈課題〉
- ・遠隔臨場では、撮影のための人員が1名追加が必要となる。
  - ・トンネル内のため、アクセスポイントを設置してWi-Fi環境を構築したが、重機などの死角では電波状況が良くなく、通信が途切れてしまうことがあった。

- ・施工者 (受注者) が試行を通じて感じた「効果」や「課題」など、現場の生の声を掲載。

##### ●監督員 (発注者)

- 〈効果〉
- ・現場までの移動時間が短縮され、業務の効率化につながった。防塵マスク等が必要な現場での立会が容易になる。
- 〈課題〉
- ・通信環境により音声・映像の不具合がおこる点。

- ・現場でどのように遠隔臨場を活用したか、状況の分かる写真を掲載。「遠隔臨場の初心者」でも分かりやすい事例集としている。

# DXの取組について

## 情報発信

インフラ分野のDXを推進するため、「近畿インフラDX推進センター」、「近畿インフラDX通信」、「HPやSNSによる広報」「積極的な広報」など様々なツール・方法により情報発信を実施。

### ■近畿インフラDX推進センター

○官民の人材育成（研修等）や施設内を見学し最新技術の体験、情報発信を行い、DXの推進を行う拠点（R3.4.1開設：近畿技術事務所内）

### ■近畿インフラDX通信

○インフラDXの取組事例や近畿インフラDX推進センターでの研修情報を発信



### ■積極的なDX記者発表

○インフラDXの取組事例を積極的に記者発表を行い、TVなど積極的に報道に取り上げられるように工夫している。

国土交通省 近畿地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kinki Regional Development Bureau

いのちとくらしをまもる 防災 減災

令和4年9月14日 14時00分  
近畿地方整備局  
和歌山河川国道事務所

中学生が教室と現場を繋ぐIT授業で建設工事を学ぶ  
～有田市内の全中学校同時に、有田海南道路のリモート現場見学会を開催します～

有田市内の全中学校（真島中学校、保田中学校、文成中学校）の授業の一環として、教室と国道42号有田海南道路の工事現場をITで繋ぎ、教室にいながら工事現場を見学します。  
IT授業は3中学校全学年の各教室（23教室（約600名））同時に行います。

【開催日時】令和4年9月27日（火）14:00～15:10  
【場所】有田市内の全中学校（真島中、保田中、文成中）  
【参加費】無料  
【申込】要  
【申込先】近畿地方整備局 河川国道事務所 企画課  
【問い合わせ】近畿地方整備局 河川国道事務所 企画課 073-431-2141

### ■地域建設会社へのDX講演

○各県建設業協会と協力し、インフラDXの取り組み紹介を実施  
○i-construction推進連絡調整会議の市町村と共同で講習会を実施

### ■技術事務所HPやSNSによる広報

#### 【近畿技術事務所HP、Twitter:インフラDX推進】

○近畿インフラDXセンターでの研修や見学情報、DX通信の配信など、整備局でのDXに関する取組をまとめて確認が可能な総合サイト



ホームページアクセス数 約49,000  
(令和4年11月時点)  
ツイッターアクセス数 約241,000  
(令和4年11月時点)

### ■民間公募技術の収集・情報発信

～近畿インフラDX推進センターで放映、Youtubeで公開～

#### ○募集対象

- ・新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている新技術
- ・官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）に選定された技術

#### ○応募期間

- ・随時受付

■近畿インフラDX推進センターのYoutubeを開設しました■ New!

近畿インフラDX推進センターのYoutubeチャンネルを開設しました。登録した新技術動画を公開いたします。是非ご覧ください。

近畿インフラDX推進センター YouTube チャンネル



21技術の動画公開  
(令和5年1月時点)

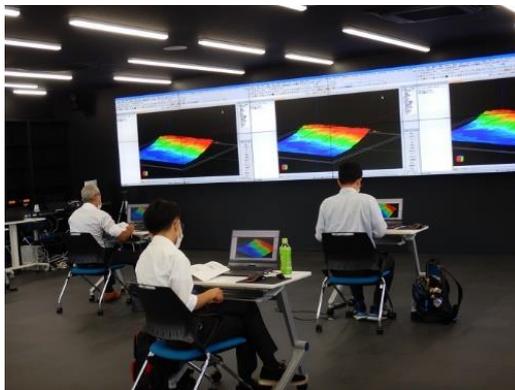
○官民の人材育成拠点「近畿インフラDX推進センター」において、3つのDX研修実施。

## BIM/CIM研修

- コース: 入門、初級、中級
- 対象: 整備局、自治体職員
- 研修日数: 1日



入門編はオンラインで実施



初級編 3D-CADソフトの基本操作

## ICT活用研修 (発注者向け) (施工者向け)

- コース: 入門、初級、中級
- 対象: 整備局、自治体職員、  
民間の建設技術者
- 研修日数: 1日、2日 (施工者向け、初級編のみ)



ICT測量技術(UAV、TLS)実演



ICT建機(MCバックホウ)の操作

## 無人化施工研修

- コース: 入門、初級
- 対象: 民間の建設技術者
- 研修日数: 1日、2日 (初級編のみ)



目の前で建機を見ながら遠隔操作



室内でモニターを見ながら遠隔操作

■令和4年度のDX研修の概要は、令和4年4月頃に下記ホームページやDX通信でお知らせします。

近畿インフラDX推進ホームページ <https://www-1.kkr.milt.go.jp/plan/infraDX/index.html>

# **近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i-Construction大賞)について**

- 令和5年度についても、近畿地方インフラDX大賞の案件募集を予定。
- 建設現場の生産性向上に係る優れた取組について、積極的な推薦をお願いしたい。

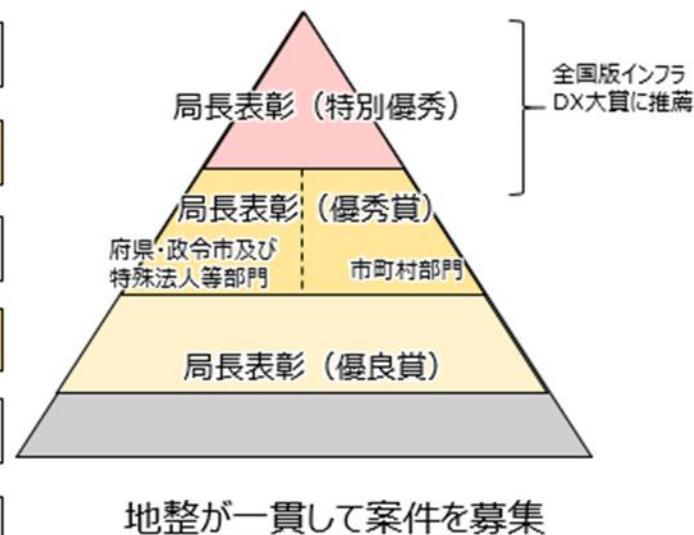
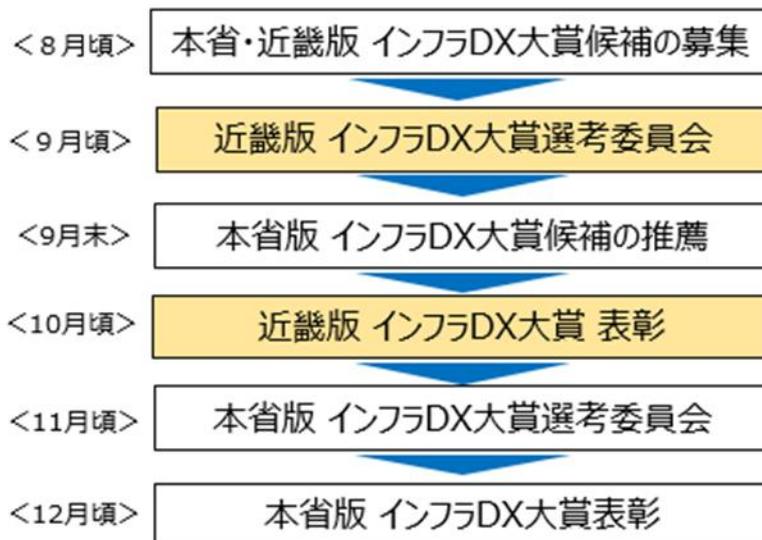
## (推薦対象)

- (1) 令和4年度に完成した工事・業務(地方自治体及び特殊法人等が発注したものを対象)※のうち、建設現場の生産性向上において優れた実績を上げた取り組み。 ※各発注機関の発注工事・業務のうち、国土交通省所管のものを対象とする。
- (2) 令和4年度に実施した、他の模範となる地方公共団体の取組。

## (その他)

推薦された案件は、近畿地方整備局に設置する近畿地方インフラDX大賞選考委員会において、有効性、先進性、波及性の観点から審査を行い表彰を受けることが適当であると認められる者を選考する。なお、選考された者の中から、国土交通省が実施するインフラDX大賞の候補案件を選定する。

## 令和5年度(予定)



# 令和4年度近畿地方インフラDX大賞の概要

- (1) 地方公共団体等における工事・業務または、地方公共団体の取組においてインフラ分野のDXにかかる優れた取組を表彰する制度として、R3年度に「近畿地方i-Construction大賞」として創設。  
**本年度10月、本省の改称に合わせ「近畿地方インフラDX大賞」と改称。**
- (2) 府県から工事15件と地方公共団体の取組1件の応募があり、選考委員会（10/31）にて表彰案件の選考を実施。  
【工事：特別優秀賞2件、優秀賞1件、優良賞3件】 【取組：特別優秀賞1件】
- (3) **特別優秀賞に選考された案件（※の3件）**は、直轄の工事・業務の推薦案件（3件）とあわせて、  
**本省が実施するインフラDX大賞に推薦。**
- (4) 表彰式は、令和4年11月28日（月）に実施。

## 地方公共団体発注の工事

	推薦団体 (発注者)	受賞者	件名	受賞種別
1	鉄道・運輸機構北陸新幹線建設局	大林・名工・道端JV	北陸新幹線、福井開発高架橋	特別優秀 ※
2	奈良県	檜尾建設株式会社	高野辻堂線道路復旧工事	特別優秀 ※
3	滋賀県	株式会社大翔	令和3年度第240-3号春日山公園整備工事	特別優秀
4	神戸市	東亜・港特定建設工事共同企業体	被災した消波工の3次元モデルを用いた迅速復旧	優秀
5	京都府	株式会社 仁木総合土木	国道307号道路新設改良工事	優良
6	京都府	金下建設株式会社	掛津峰山線 広域連携交付金(改築)工事	優良
7	和歌山県	株式会社 小森組	令和2年度 県債 道改交金 第145号 長井古座線道路改良工事	優良

## 地方公共団体の取組

	推薦団体	事業者	件名	受賞種別
1	大阪府	大阪府	関係機関協議の円滑化	特別優秀 ※

## 直轄の工事・業務(本省インフラDX大賞への推薦)

	推薦団体	事業者	件名
1	紀南河川国道事務所	株式会社尾花組	すさみ串本道路和深川橋P3下部他工事
2	大阪港湾・空港整備事務所	東亜建設工業(株)	大阪港大正内港地区岸壁(-7.5m~-9m)改良工事
3	木津川上流河川事務所	株式会社パスコ	木津川上流河川管理施設監理検討業務

## 表彰式の開催

日時： 令和4年11月28日(月) 場所： 新庁舎2F 健康管理室



表彰状贈呈



近畿地方インフラDX大賞  
建山委員長講評

# 緊急災害対策派遣隊 TEC-FORCE について

## 災害状況の把握

## 支援内容

- ① 災害対策用ヘリ等による上空からの被災状況調査
- ② 現地調査による被災状況調査(河川、道路、砂防他)
- ③ 土砂災害危険箇所、建物の危険度判定等点検の支援
- ④ リエゾン(現地情報連絡員)派遣による情報収集



災害対策用ヘリ、ドローンを用いた調査



土砂災害調査

【近畿地方整備局 災害対策本部】



### リエゾンの具体的な任務

- ・被災自治体の被害情報、及び応急活動情報等の収集
- ・近畿地方整備局災害対策本部への情報伝達
- ・地方整備局所管施設の被災情報・復旧状況等の情報提供
- ・TEC-FORCEや災害対策用機械の支援要請に対する調整
- ・現地でのマスコミ対応
- ・被災地方公共団体の災害対策本部会議への参加

※リエゾンとは、フランス語で「連絡」、「連携」、「橋渡し」又は「繋ぐ」という意味があります。



建物の危険度判定等点検支援



調査結果をとりまとめ報告

被災の  
拡大防止

## 支援内容

- ① 高度な技術指導、応急措置、復旧方針等の指導
- ② 衛星通信車、Ku-SATによる監視体制の確保



衛星通信車による  
被災箇所の監視



復旧方法など自治体への技術的助言



映像をKu-SAT(小型衛星画像伝送装置)による  
被災箇所の監視

## 復旧活動

## 支援内容

- ① 排水ポンプ車による緊急排水
- ② 証明車による夜間での救出・復旧活動の支援
- ③ 対策本部車による最前線での復旧作業の指揮
- ④ 海面清掃船による海面の浮遊物や油の回収
- ⑤ 道路警戒や応急組立橋による交通路の確保



排水ポンプ車による緊急排水作業



照明車による夜間活動支援



対策本部車で復旧活動指揮



海面清掃船で浮遊物の回収



土砂の除去と道路啓開作業



応急組立橋による交通路の確保

物資等の  
手配・提供

## 支援内容

- ① 災害対策用資材の提供(ブルーシート、土のう等)
- ② 整備局等で備蓄している物資(水、非常用食料、簡易トイレ)の提供
- ③ 給水車、仮設トイレの手配
- ④ その他、ニーズに対する手配等



飲料水の提供



飲料水の提供



給水による病院等  
施設の機能確保



雪害時の乗員保護支援



非常用食料の支援



入浴・洗濯支援



## 費用の一部は、国が負担します

## 費用の一部は、国が負担します

### 被災状況調査



職員人件費等

- 職員の人件費や旅費、機器経費
- 災害対策用ヘリコプター運航費
- 調査に伴うレンタカー借上費等



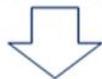
原則、**国**の負担

### 復旧活動



照明車の貸付等の費用

- 災害対策用機械<sup>※</sup>、資機材等の貸付費



原則、**国**の負担

但し、**災害対策用機械・資機材等の引渡後の費用**（輸送費、運転手、燃料費、設置・撤去費等）は**自治体の負担**になります。



土砂撤去等の費用

- 緊急排水、土砂撤去、道路啓開等費用



原則、**自治体**の負担

但し、被害の拡大を防ぐための緊急対応費用は**国**が負担します。

### 物資等の提供



ブルーシート等の費用

- 土のう、ブルーシート、食料等の費用



原則、**自治体**の負担

（運搬費含む）

## TEC-FORCE派遣を希望される場合は・・・

最寄りの近畿地方整備局 出先事務所 又は  
近畿地方整備局 防災室・災害対策マネジメント室（災害対策室）まで

	事務所名	電話番号(代表)	郵便番号	所在地
本局	近畿地方整備局	06-6942-1141		
	防災室	【夜間】	〒 540-8586	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
	災害対策マネジメント室	06-6942-1575		
	港湾空港防災・危機管理課	078-391-7571	〒 650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

### <出先事務所>

府県等名	事務所名	電話番号(代表)	郵便番号	所在地
福井県	福井河川国道事務所	0776-35-2661	〒 918-8015	福井市花堂南2-14-7
	足羽川ダム工事事務所	0776-27-0642	〒 918-8239	福井県福井市成和1丁目2111
	九頭竜川ダム統合管理事務所	0779-66-5300	〒 912-0021	福井県大野市中成29-28
滋賀県	琵琶湖河川事務所	077-546-0844	〒 520-2279	滋賀県大津市星津4丁目5-1
	大戸川ダム工事事務所	077-545-5675	〒 520-2144	滋賀県大津市大萱1-19-32
京都府	滋賀国道事務所	077-523-1741	〒 520-0803	滋賀県大津市竜が丘4番5号
	福知山河川国道事務所	0773-22-5104	〒 620-0875	京都府福知山市堀小字今岡2459-14
	京都国道事務所	075-351-3300	〒 600-8234	京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る 南不動堂町808
	舞鶴港湾事務所	0773-75-0844	〒 624-0946	京都府舞鶴市字下福井910番地
大阪府	京都堂津事務所	075-752-0505	〒 606-8395	京都府京都市左京区丸太町川端東入ル丸太町 34番地12 京都第2地方合同庁舎5F
	淀川河川事務所	072-843-2861	〒 573-1191	大阪府枚方市新町2丁目2-10
	猪名川河川事務所	072-751-1111	〒 563-0027	大阪府池田市上池田2-2-39
	大和川河川事務所	072-971-1381	〒 582-0009	大阪府柏原市大正2丁目10番8号
	淀川ダム統合管理事務所	072-856-3131	〒 573-0166	大阪府枚方市山田池北町10番1
	大阪国道事務所	06-6932-1421	〒 536-0004	大阪府大阪市城東区今福西2-12-35
	浪速国道事務所	06-6581-1802	〒 550-0025	大阪府大阪市西区九条南1丁目4番18号
	大阪港湾・空港整備事務所	06-6574-8561	〒 552-0007	大阪府大阪市港区弁天1-2-1 大阪ベイタワー・オフィス15階
	近畿地方整備局 保安指導・監督室	06-6443-1791	〒 530-0005	大阪府大阪市北区中之島4-1-6
	近畿技術事務所	072- 856-1941	〒 573-0166	大阪府枚方市山田池北町11番1号
近畿道路メンテナンスセンター	072-800-6222	〒 573-0094	大阪府枚方市南中樫3丁目2番3号	
兵庫県	姫路河川国道事務所	079-282-8211	〒 670-0947	兵庫県姫路市北条1丁目250番地
	豊岡河川国道事務所	0796-22-3126	〒 668-0025	兵庫県豊岡市幸町10-3
	六甲砂防事務所	078-851-0535	〒 658-0052	兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-15
	兵庫国道事務所	078-334-1600	〒 650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町3-11
	神戸港湾事務所	078-331-6701	〒 651-0082	兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30
	神戸港湾空港技術調査事務所	078-331-0057	〒 651-0082	兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30
	国営明石海峡公園事務所	078-392-2992	〒 650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階
	紀伊山系砂防事務所	0747-25-3111	〒 637-0002	奈良県五條市三在町1681
	紀の川ダム統合管理事務所	0747-25-3013	〒 637-0002	奈良県五條市三在町1681
	奈良国道事務所	0742-33-1391	〒 630-8115	奈良県奈良市大宮町3丁目5番11号
和歌山県	国営飛鳥歴史公園事務所	0744-54-2662	〒 634-0144	奈良県高市郡明日香村大字平田538
	和歌山河川国道事務所	073-424-2471	〒 640-8227	和歌山県和歌山市西丁1番
	紀南河川国道事務所	0739-22-4564	〒 646-0003	和歌山県田辺市中万呂142
三重県	和歌山港湾事務所	073-422-8186	〒 640-8404	和歌山県和歌山市湊築港の坪1334
	木津川上流河川事務所	0595-63-1611	〒 518-0723	三重県名張市木屋町812-1

※災害対策用機械の貸付について

①自治体から、貸付に関する要請が必要となります。  
②支援を希望される場合は、貴自治体において災害対策本部が設置されていることが貸付等の要件となります。